

第70回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

平成21年2月23日（月）

開議 午前10時

会議に出席した議員（18名）

1番	香美町	長瀬	幸夫	2番	香美町	山本	賢司
3番	豊岡市	青山	憲司	4番	豊岡市	安治川	敏明
5番	豊岡市	上坂	正明	6番	豊岡市	古池	信幸
7番	新温泉町	植田	光隆	9番	豊岡市	門間	雄司
10番	豊岡市	川口	匡	11番	豊岡市	木谷	敏勝
12番	豊岡市	椿野	仁司	13番	新温泉町	高橋	邦夫
14番	新温泉町	宮脇	諭	15番	香美町	後垣	晶一
16番	香美町	柴田	幸一郎	17番	豊岡市	広川	善徳
18番	豊岡市	福田	嗣久	19番	豊岡市	岡	満夫

会議に出席しなかった議員（1名）

8番 新温泉町 岡坂 峰雄

議事に関係した事務局職員

事務局長 長谷阪 仁 志
書記 堂 垣 俊 裕
書記 吉 田 桂太郎

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（新温泉町長）	馬 場 雅 人
収入役（豊岡市収入役）	塚 本 信 行
代表 監 査 委 員	大 禮 謙 一
事 務 局 長	境 敏 治
施 設 整 備 課 長	谷 敏 明
施 設 整 備 課 参 事	土生田 哉
施 設 整 備 課 長 補 佐	原 重 喜
施 設 整 備 課 主 幹	長谷阪 仁 志
監 査 委 員 事 務 局 長	樋 口 ゆり子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案（第1号議案～第4号議案）一括上程
一般質問
各議案ごとに質疑・討論・表決
- 第3 陳情第1号 全住民に環境影響調査の受け入れ是非の意思を問う陳情書
（上程・質疑・討論・表決）

議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 議案（第1号議案～第4号議案）
一括上程
一般質問
6番 古池 信幸 議員
4番 安治川 敏明 議員
2番 山本 賢司 議員
12番 椿野 仁司 議員
11番 木谷 敏勝 議員
4. 各議案ごとに質疑、討論、表決
5. 陳情第1号
上程、質疑、討論、表決
6. 閉会中継続審査議決
7. 閉会宣言
8. 議長あいさつ
9. 管理者あいさつ

開議 午前10時00分

議長（岡 満夫） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

議長（岡 満夫） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日の欠席届はございません。さらに、遅刻届につきましては8番岡坂議員であります。

なお、藤原副管理者につきましては、昨日の傷害事件により急遽欠席いたしたいとの届けをいただいておりますので、ご報告いたします。

次に、この定例会期中に坊岡住民のくらしと命を守る会代表より、陳情第1号全住民に環境影響調査の受け入れ是非の意思を問う陳情書が提出され、お手元に配付をいたしております。

次に、本日の議会運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

11番木谷敏勝議員。

議会運営委員会委員長（木谷敏勝） おはようございます。

本日の議事運営についてご報告いたします。

本日はこの後、当局提出議案を上程し、組合の一般事務に関する質問をあらかじめ質問通告のありました議員から質問を行います。質問通告のありました議員は5名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は通告された趣旨を逸脱しないよう、また極力重複を避け簡潔に行っていただくとともに、当局答弁におかれましても質問の趣旨を的確に把握されて適切簡明になされるよう要望しておきます。質問終局の後、議案の質疑、討論、表決を行います。

次に、この定例会会期中において陳情第1号全住民に環境影響調査の受け入れの是非の意思を問う陳情書が提出されており、本日早朝に議会運営委員会で協議いたしました結果、本日の議事日程に追加いたし審議することといたします。

次に、閉会中の継続審査議決を行って今期定例会を閉会することといたしております。

以上、議事運営についてよろしくご協力をお願いいたします。以上です。

議長（岡 満夫） 以上、報告のとおりご了承願います。

日程第2 第1号議案～第4号議案（兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について外3件）

議長（岡 満夫） 次は日程第2、第1号議案兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について外3件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は通告順に基づき順次議長より指名いたしますが、自席にて質問をお願いいたします。

まず最初に、6番古池信幸議員。

古池信幸議員 6番古池信幸でございます。通告に従いまして質問いたします。

森本区及び坊岡区で戸主の投票による採決の結果、僅差で大型ごみ汚泥処理施設建設を受け入れるということが決められたとされています。坊岡区では、戸主だけの意思表示ではなく、地区の成人全員の意思を確認するようにとの声は無視されたと坊岡住民のくらしを守る会発行の「ふるさと」ナンバー21に記されております。この文書は、私だけではなく全北但行政事務組合の議員に送られてきたものであるというふうに伺っております。住民が心からの思いを文書にして送られてきたものを読ませていただき、地区内の和を大切に、穏やかに仲よく暮らしたいと願っておられる方々がたくさんおられる。今回のごみ処理施設についても、もっともっとお互いの意見を出し合い、住民の総意が得られる基本的な手続が必要であったのではないかと感じました。

それでこの住民からの要望について、私はその文書を読ませていただいた中で、議会としてはこの全住民の意思表示を問うことがやっぱり必要ではないかと思うわけであります。その点当局はどのようにお考えなのか、この点まずお尋ねいたしておきます。

次は、住民の集会について、1月26日、竹野町の鷹野神社において広域ごみ汚泥処理施設を考える竹野住民集会が午後7時30分より開かれました。私は、主催者から議会の様子を報告してほしいとのご依頼があり、議員として当然住民に報告することは大切なことであると思い、その集会に参加させていただきました。当日のことで幾つかお尋ねいたします。

要求した資料によりますと、当日の勤務は通常勤務であったということの返答をいただいておりますが、集会への参加は勤務として参加されましたのかお尋ねいたします。

次に、北但行政事務組合が2007年3月に発表した広域ごみ汚泥処理施設整備基本計画の中で、人口及びごみ排出量の推移という表において、家庭系においては実績値である2005年の1日1人当たり何グラムのごみを排出するかという原単位は557となっておりますが、2018年、平成30年には628となっております。総排出量においては、2005年が1,172であります、2018年は1,182となっております。なぜこの数字が増加するのかお尋ねいたします。

続きまして4番目の質問で入札資格についてであります、生活環境影響調査業務委託及び敷地造成基本設計業務委託の入札が2008年12月17日に行われました。生活環境影響調査業務委託には9団体が入札に参加し、最高価格は1億円、7,000万円台が2団体、5,000万円台が2団体、4,000万円台が1社1団体、3,800万円台が2団体、3,680万円を提示した中外テクノス株式会社関西環境技術センターが落札いたしました。落札はしなかったけれども、2番目に安かった財団法人日本環境衛生センターという団体があります。

敷地造成、設計業務委託の入札は7団体が入札に参加いたしました。最高値は2,980万円、次に2,700万円台が1団体、2,600万円台が2団体、2,500万円台が1団体、2,400万円台が1団体、そして落札したのは1,725万円の価格を提示した株式会社エイトコンサルタント神戸支店でありました。

こちらでは、3番目に安い2,565万1,000円の値を提示した財団法人日本環境衛生センターという団体があります。その法人の西日本支局環境工学部処分場対策課長、八村智明氏という人物がおられますが、その方が候補地選定委員会の学識経験を有する委員として参画しておられました。候補地の選定作業は15名の委員で11回の委員会が開催され、2008年4月23日、寺嶋均委員長が中貝宗治

管理者に候補地として森本・坊岡区を選定した旨の報告をされております。

昨年の12月の議員協議会における私の質問に対しては、選定と入札は関係ないとの答弁をされました。納得はいきません。質問回数に限りがありましたので、本日の正式な本会議で改めて質問をいたします。

2件の入札においても、その財団法人は落札者に近い金額を提示しております。現地の状況に明るく、選定経過については選定の当事者の社員を擁している団体ですから、その他の入札団体とは明らかに有利な立場にあったということが言えるのではないのでしょうか。この件につきまして、見解をお伺いいたします。

第1回目の質問といたします。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

中貝管理者。

管理者（中貝宗治） まず、この受け入れの是非について、全住民の意思を問う必要があるのではないかとご質問がありましたが、私としては特にそのような必要はないものと考えております。

もともと地区の同意自体は法的に求められているものではありません。しかしながら、かねてからご説明申し上げておりますように、言うなればそのコミュニティーの一員として新しい施設をつくらせていただきたいということでもありますので、地区の同意はこれは法的には求められておりませんけれども、言うなれば行政を進める一つの節度として求めているというものでございます。

そして、私たちの求めに応じまして森本区、坊岡区でそれぞれ総会が開かれ、そして多数決によって受け入れの決定がなされているものでございますので、これはこれで適切なものと考えております。

しかも、戸主の投票と言われましたけれども、私たち必ずしもそのような理解をいたしておりません。これは多分古池議員の町内会でも同じだと思いますけれども、要は町内会でさまざまな意思決定をするときに各世帯で1人1票、そしてその世帯を代表してだれが出てくるかはそれぞれの家庭の事情によるということではないかと思えます。恐らく古池議員の町内会でも、区費というのは人数に応じてではなくって1世帯単位で多分出るはずでありますし、日役等があるときにも人数に応じて出てくるのではなくって、古池家からは1人だと、恐らくそのような扱いがなされているものと思えます。坊岡区、森本区についても同様の手順が踏まえられたものというふうに理解いたしております。適切なものと私としては考えているところでございます。

その他につきましては、担当から答弁をさせていただきます。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） まず、住民集会の関係で質問をいただきました。勤務として参加したのかどうかということでございます。

組合の職員3名がお邪魔したわけですけども、個人あるいは私人という立場で参加いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、原単位のご関係で質問をいただきました。

原単位について、将来的に減少となっていないということですが、原単位、1人1日当たりの排出量でございます。これはごみ処理基本計画におきまして将来ごみ量を推計する際、実は次のように推計したことによります。

一つには計画収集ごみの計算、あるいはまた直接搬入ごみの計算あるわけですが、最初の計画収集ごみにつきましては合併前の旧市町単位で基本にごみ種ごとの推計原単位に推計人口を乗じているということで、推計人口増減率と同じになるという傾向でございます。

しかしながら、直接搬入ごみの関係ですが、旧市町単位の過去5年間のごみ種ごとの実績を求めて推計するということがございまして、人口の増減とは直接連動いたしておりません。これは直接搬入ごみ量につきましては過去の実績値として微増、横ばい傾向が強でございます、将来的に一定の傾向がつかみがたい市町が多いということで、推計値を15年の実績値としてした例が多いということでございます。

人口でございますが、平成15年と目標年次でございます平成30年を比較した場合7.1%減少になる、このように推測をいたしています。収集ごみと直接搬入ごみについて、平成15年と平成30年を比較いたしますとそれぞれ7.5%、あるいはまた5.3%減少すると推測されまして、人口増減率と比較しますと収集ごみについてはその差は0.4%減少で、ほぼ人口動態と連動しております。しかしながら、直接搬入ごみにつきましては1.8%増加ということで連動していないということでございます。

したがって、ごみ原単位を算出する際にはごみ総量を人口で除した場合、人口増減との相関関係については収集ごみについては同じような傾向が見られますが、直接搬入ごみは相関関係が異なるために結果的にごみ量全体の原単位が微増と、こういうことになっておるところでございます。

それから、入札参加の関係で質問をいただきました。有利にならないかということでございます。

候補地選定委員会で今2回の入札で日環センター入ってございますが、候補地選定委員会で得られました情報、資料、特に候補地比較をした際の施設配置図等、こういった資料もあるわけですが、あるいはまた北但行政事務組合より候補地選定委員会に提出した情報等についてはすべて公開されております。

したがって、委員として特に有利となるような情報は一切ない。このように思っておりますし、それから資料等につきましては公になっております一般の文献等ございまして、他の入札参加者も知り得ることのできる情報であるという、こういうことから入札参加者の間で不公平は生じておりませんので問題ない、このように思っております。以上でございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 住民の参画の問題で管理者は適切であるという答弁をされておるわけですが、私は現地の方々のお話なども聞いてみますと、やっぱりそうではないと言わざるを得ない状況があると思うわけがあります。

2月20日付の「ふるさと」という広報をされている団体、先ほど申し上げました坊岡の命とくら

しを守る会の広報であります。これによりますと、兵庫県男女共同参画センターが男女参画の問題について調査を開始するとの連絡があった旨報告されております。私は、16日がこの質問の締め切りでありましたので、県のセンターとの関係は全く存じ上げなかったわけではありますが、住民の方々と相通じる気持ちであったことを確認することができました。豊岡市の民主主義が成長する潮目になる大切な動きであり、議会も当局も真摯に受けとめることが大切だと思います。

この県のセンターが調査するということがあったというふうなことにつきましては、どういう感想をお持ちなのかご説明を願いたいと思います。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） 申し出があれば、それについてどういう事情かを調べられるというのは当然のことでありまして、別にそれでどうということに感想というものはございません。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 県のセンターは、この男女共同参画社会というふうなものの位置づけについてはどのようにされているかということをおなりにいろいろ文書を読んでみたわけではありますが、その中でこのようにこの法律は書いております。1999年6月23日、男女共同参画社会基本法が制定されました。第9条には、地方公共団体の責務として次のとおり定めております。地方公共団体は、基本理念にのっとり男女共同参画社会の形成の促進に関し国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施をする義務を有する。第10条には国民の責務として、国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。その理念については、次のように記述されております。少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化と我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊急な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに男女共同参画社会の形成について基本理念を明らかにし、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するためにこの法律を制定する。このように法律が1999年に制定されました。

そして、今回の生活環境影響調査、敷地造成等設計業務の作業は、後で述べますけれどもも入札の状況や男女共同参画社会に関する動き、候補地とされた地区住民の方々の状況を見ると、今着手できる状態にはない。その前にすべきことは、やはりこの男女共同参画社会ということに地方自治体も国民も努力しなさい、責務があるということをお述べておるといふこの法律があるということをおまず念頭に置いていただいて、この法律に従った状況をおかんがみるならば、先ほどの管理者の答弁はこの法律、本当に真剣に、真剣にと言ったら語弊があります、取り消します、この法律を適用してこの坊岡の事態に対してはどうなのか。この法律との関係ではどういう状況なのかということをお考えいただきたい。そういうことをするのに、この住民の方々の意思表示、それから県のこの調査

を開始するという状況、これを真摯に受けとめて、それに対応すべきであると私は重ねてお尋ねいたしたいと思います。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） そうおっしゃるからには、古池議員はさぞかしご自分の町内会で男女共同参画を進められ、男女全員でもって区の行政施策を決めるべきであると主張されているものと大変お喜び申し上げます。

まず、重ねてであります、調査を開始すること自体は特に問題が何かあるとは思いません。申請書なりが出れば、それが内容、根拠を持ってるか持たないかにかかわらず調べてみるというのは当然のことですので、淡々となされるのではないかと、このように考えております。

それから、生活環境影響調査を行うとか、あるいは造成の基本設計をやることと男女共同参画とは全く関係ございませんので、私としては特にコメントする内容ではない、このように考えているところです。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 私の家庭のことについて一々管理者に聞いていただかなくてもいいし、私の町内のことについても言及されなくてもいいと思うんです。それぞれの区や町内会は問題に応じて、これは例年のことであるし、例えば予算、決算の問題とか側溝の整備の問題、こういうものについては、ああ、それでいいなと。あるいはもっとこういうことを要望しようじゃないかということは出てくると思いますが、事、子供や子孫にかかわる問題、こういう重大な問題については全住民の、あるいは全区民の意思表示を確認するという作業が必要であるというのが1999年、20世紀の終わりに国の法律で定めた。21世紀は時代が変わるんだよということを言っているわけでありまして、そういうことで、だから今管理者の答弁は調査の開始は当然だと。そういう申請があったから受け付けるんだというふうなことでありますが、県はそういう調査を開始する。この北但行政事務組合の当局も、そういう動きに関しては調査を開始するということがあっていいのではないかと。これが法律に基づいた行政の執行であると思うわけですが、いかがですか。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） よく法律をお読みいただいたらというふうに思います。議員自身が言われましたように、それぞれの区の中で問題についてどういうふうな決定をするか決めるとおっしゃいました。ですから、まさに森本・坊岡につきましてもそれぞれの区の自治の問題として目の前の問題についてどういう決定の方法をとるのかということのみずからお決めになってなされたことでございますので、まさに私が古池議員の家庭のことはとやかく言うなとおっしゃいましたけれども、古池議員も森本・坊岡区の区の決定のあり方について、その区の自治を尊重してあれこれおっしゃるべきではない、このように考えております。

したがいまして、私としても北但行政事務組合の立場から言いましても、その森本・坊岡区の中のその決定の手順についてとやかく言う立場にはございません。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 24世帯坊岡区にはございます。そのうちの13の賛成、1人の方が例えば反対されたらどうするという極めて僅差の、いわゆる過半数の賛成多数であったというふうなことであります。これが私が聞いております区での総会の採決であったというふうに聞いております。ということは、この基本協定を結ぶ前に余りにも僅差ではないかと。こういう状態で事を進めると、区の中の和が本当に保てるのだろうかという心配をしてもいいと思うんですね。これが8割ぐらいの方が賛成されて、あとの方にはもっともっと説得をしてご理解を賜りたいというふうなことになると思うわけですが、本当にそういう僅差であったという事実、このことについてのやっぱり認識を謙虚に受けとめるべきではないのかなと思うわけであります。

それでこのほんまに1人の方が動かれたらどうなるというような状況でのことを、区が決定したことだからそれはそれでもういいんだというふうなことをそのようにするというのではなくて、管理者としては特に上郷での経験もあるわけでありますから、上郷では4分の3という議決条項をつくっておられました。だからこういう重大な問題については、同じ豊岡市内でもこういうふうに行っている区域もあった。そういうことから、この坊岡についても過半数の議決ではなくてこういう問題はやっぱり3分の2あるいは4分の3、そういう議決のあり方がやっぱりあってもいいんじゃないでしょうかということがアドバイスされてもいいと私は思うわけであります。

それほど大変大きな問題であるということを私は思っておりまして、その区の中の自治だからというふうなことでありますけれども、区の方にしてはいろんな紆余曲折といいますか、区民の声が途中でねじ曲げられたというそういう大変つらい経験をされておるわけでありまして。本当の区民の意見はそうではないんだと。だからもう一回、区民全体の総意を確かめてくれという動きになっているということをこれはぜひ強調しておきたいと思ひますし、そういう過半数を超えたからいいんだということではないということだけはぜひ肝に銘じていただきたいと思ひます。

2番目の質問の答弁で、3名が行きましたと。個人、私人として参加したというふうなことであります。交通手段は何を使われましたか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） マイカーでございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 それで当日、私も行っておりましたのでやりとりを聞いておりましたんですが、主催者が、谷さんが一番近いところにおられましたんですけども、谷さんほかその方々に対して、あなた方にはもう帰ってくださいということを表明されておりましたが帰ろうとされませんでしたですね。これはどういう理由だったのでしょうか。

古池信幸議員 事務局長。

事務局長（境 敏治） なぜ帰らなかったということですけども、その前に若干今までのその日の経過を申し上げたいと思ひます。

実は、1月26日に竹野町で開催されました住民集会についてですけども、私どもから3名、先ほど言ったとおり出席をさせていただきました。これは1月19日ごろですか、竹野町内の一部に新聞

への折り込みチラシという格好で広域ごみ汚泥処理施設を考える竹野住民集会在坊岡住民のくらしと命を守る会など4団体呼びかけ団体として開催される旨の周知がなされたところでございます。このチラシには、本当にこの広域ごみ汚泥処理施設が必要なのか、なぜ地元住民は反対運動に立ち上がったのか、これからの運動をどう進めるのか、これらについて報告し、真実の姿を知っていただくため開催する旨と、ぜひご来場ください、こういった記事がございました。また、出席者も限定されていないということから、今回お邪魔した職員はさまざまな意見が伺える絶好の機会というふうに考えて、先ほども申し上げました私人の立場で出席したものでございます。

結果につきましてはすぐ私の方に報告を受けたわけですが、会場には主催者側のルールに基づきまして静穏に入室を認めていただいた。ただ、開会時になりまして出席者側の一部の方から、本日は反対者の集会である。組合職員がいると自由な意見が言えないとの意見がございまして、出席者の3名については私人として参加した。あるいはまた、一般配布のチラシを見て参加したのになぜ参加が認められないのか。こういった意見を申し出て、15分程度やりとりがあったということでございます。ただ、最終的には他の参加者への迷惑も考えまして、お騒がせしましたということをおわびした上で辞去したというふうに聞いております。

私の認識では、広く広報され、それから出席者限定もされていない集会であることから、職員が私人として出席したことに何ら問題視されるものでない、このように思っています。

こういったことでございまして、当然私どもは出席して話が聞けるものというふうに思っておりますので、参加を認めてもらえないことについてなかなか納得もできず、このやりとりに時間を要望したということでございます。そういったことで、15分程度かかったということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 職員の方3名が行かれた。このことについて、境局長あるいは谷課長さんの方から職務命令というんですか、これは聞いておく必要がある、あなたも行っておきなさいというようなことはあったんですか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 先ほども申し上げましたこういうチラシが出ておりましたので、私も正直言って行きたいという部分もございました。中で相談しておりまして、有志で参加したいということで3名が出たということでございます。特に私の方から命令したわけではございません。有志が3名行ったということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 私は20分間ぐらいあったと思っておりますが、5分程度の差はいいとしまして、この事態を法律でどういうふうに規定しているのか家に帰ってから調べてみました。私は法律の専門家ではありませんので的を得てないかもしれませんが、次のような法律の文章があります。刑法第2編第12章第130条には次のように定めております。正当な理由がないのに住居、建造物に侵入し、または要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は3年以下の懲役または10万

円以下の罰金に処する。さらに、判例があるんですね。これが大事なんです。管理者があらかじめ立ち入り拒否の意思を明示していない場合でも、建物の使用目的、立ち入りの目的などから見て現に行われた立ち入りを管理権者が容認していないと判断されるときには、他に犯罪を阻却すべき事情が認められない限り建造物侵入罪の成立を免れない。このように、そこの主催者があなた方は出てください、帰ってくださいと言ったということ。これにいろいろな、今、境局長がおっしゃったいろいろな考えをお聞きしたいとか、どういうふうな様子かというふうなことで勉強したいというふうなことで参加されたとしても、法律はその主催者が当初、先ほどおっしゃったチラシに来てくださいと書いてあるから来た。私人として行ったというふうなことをおっしゃいますけれども、この判例を読みますと、あらかじめ立ち入り拒否の意思を明示していない場合でもと書いております。これに当たるんですね。だから広く来てくださいと言っておったけれども、来られた方がはっきり当局者であるということがわかり、その方がおられることがこの会を運営するのに難しい状況になっては困ると主催者が判断して、あなた方は帰ってくれとおっしゃった。これは正当な発言であったと思いますし、これを拒んで居座り続けると法に触れるというふうなことであります。この法の存在についてはご存じだったですか。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） 大変荒唐無稽な法解釈のご意見をお伺いをいたしました。気になるのであれば、一度法律の専門家の意見をお聞きになられればというふうに思います。

むしろ主催者の側が広く参加を募るといことを言われて、そしてうちの職員が私人の資格でわざわざ行った。にもかかわらずそれを拒否されるとなれば、なぜかということを知りたいというのはこれはもう社会的な通常のやりとりとしてごく当然のことです。法的な責務という意味ではなくって、主催者側のいわば社会的な責任として、自分たちの呼びかけを信じて来た人間に対してなぜ退去を求めるのか。それを納得できる形で説明するというのはむしろ当然ではないかと思えます。また、そのやりとりの中で時間がとられたとしてもこれもむしろ当然のことである、このように考えているところでございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 主催者、4団体で構成されているとその参加を求める文書には書いてありました。

そういう中で、その主催者の代表あるいは他の方があなた方は帰ってくれ。きょう参加している人たちが自由に意見を言おうと思っても、あなた方がいると発言がしにくくなる。そういうふうに集会におけるその主催者としての会の運営上、公務員である3名の方、特にその関係する部署の方々がおられるということが、このことがその会の運営に支障があるというふうなことを判断されたわけでありまして、帰ってくれと言われたらすぐに帰るのが私は礼儀だと思わなければならない。それをああ言えばこう言う、こう言えばああ言うといろんな議論がございました。それで15分あるいは20分近い時間を費やしたということになるわけでありまして、この法律を熟知されておれば、ああそうか、自分たちはだれが来てもいいと思ってきた集会であった。そこまでは私もそうだと思うんですよ。だれが来てもいい集会だったと思うけれども、その場に行ってみたら主催者が帰

ってくださいと言われた。帰ってくださいと言われた以上、これは帰らなあかんという判断を公務員はすべきではないのかと思うわけでありましたが、いかがですか。実際に参加された方、いかがですか。そういう考えはお持ちであったでしょうか。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） 礼儀ということを言われましたけれども、むしろ主催者の側が退去を求めるのであれば、その理由を納得できるように説明することこそ礼儀ではないか、このように思います。議員が議論されておりますのは法的な議論では全くない、そのように思います。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 主催者の方は納得のいく理由を、きょうの集会はこのごみ問題を考える会。このごみの施設が来たらどうなるか心配している方々が集まっている。そういうふうなことを、全員がそうだという限定はもちろんありませんでしたけれども、このごみ問題で、この処理施設ができたかどうかという影響がこの地域に及ぶのか、産業に及ぶのか、健康に及ぶのか、そういうふうなことを考える集会であるということをおっしゃってありましたから、説明をされておったと私は思いますが、その辺はどうだったですか。現に行かれた方がおられますが、どのように感じられましたか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 中身の内容、やりとり、これについては存じ上げておりません。途中で退去しましたので中身については知りませんが、資料についてはいただいております。以上です。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 見解の相違があるということにはわかりましたが、私は今回の事態は主催者側のやっておられたことは全く間違いはなかったというふうなことを強く感じておりますので、今後のいろんな集まりに関してしっかり認識をしていただきたいなと思っておりますし、管理者が荒唐無稽な議論だと言われたことについては、また私は荒唐無稽とはどういうことなのか一回帰ってじっくり勉強させていただきたいと思っております。

原単位の問題であります、一番大事な基本計画の中で、そしてその規模を決める、あるいは種類を決める、そういうときに大きな要素となるのがこの原単位であります。ごみというのは、地域によって出る種類も違います。それから特徴が出てくるというふうなことがありますので、この原単位をどういうふうにはじき出すかというのは大変大きな問題であると考えております。

2005年というのが結局、今2009年ですが、最終的には2005年が実際のごみが搬入されたといえますか、ごみを扱った数字でありまして、2006年以降は推定になるというふうなことであります。その推計値の出し方の中で、人口が減る。この人口が減るといふことの根拠については、どういう根拠で7%前後の人口が減るといふことを推計されたのか。この人口減についての推計の根拠、これをまずお尋ねいたします。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 15年から過去10年後ということで、住民基本台帳からの推計で出させていただいております。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 この人口推計は、構成市町それぞれが持ち寄った推計をもとにされておりますか、お尋ねします。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） そのとおりでございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 そういう中で、人口は7%程度減るだろうという推計になっております。これについては我々も専門家の推計だと思っておりますから、大変残念な厳しい状況になるな、人口が減るんだなど、少子化がさらに進むなというふうに思っております。

そういう中で、この原単位が減らないということは、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律、この第3項に国民の責務というふうなことがあるわけでありまして、これはごみの排出を抑制しなさいと、ごみを出すのを減らしなさいというふうなことを定めております。国や地方公共団体も同じ立場で施策を実行しなさいというふうにして、ごみの減量化は国民、地方自治体、国こぞってこの日本国内からのごみの減量を進めなさいとなっております。

そういう中で、この原単位がほとんど減らないどころか微増になっておるわけでありまして、この人口が減るのにふえる根拠が全く私は理解できないのと、この持ち込み、いわゆる事業系のごみ、一般ごみの中には家庭系と事業系とあるわけでありまして、事業系のごみがふえるというふうな推計をされておるようにしかとれないわけでありまして、事業系のごみがどういう根拠でふえているのか。それから、家庭系のごみがなぜこんなに減らないのか。減らないどころかふえるのか。人口が減るのに家庭系もふえるというようなこと。この辺はこの推計値としては大変計画の根本を揺るがす大きな問題を持っていると私は危惧しておりますが、いかがですか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 計画収集ごみ、家庭ごみ等ですけども、これにつきましては減少傾向にございますし、減少になる、このように見込んでおるところでございます。

直接搬入ごみにつきましては、これは先ほども申し上げました人口の増減と連動していないということでございます。こういったものについては、なかなか景気等のこともございましょう。なかなか将来的に数値がつかみにくいわけですけども、先ほども申し上げました今までの実績値としてその辺から割り出しておる、このようなことでございます。

それで原単位が上がっているのに法違反ではないかということでございますけども、原単位は上がっておりますもごみ総量、これは平成30年へ向けて減少ということでございますので何ら問題ない、このように思っております。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 という中で、このごみの減量政策、これについては具体的にはそれではどのようにこの法に定めた目標を実行していこうと定められておりますか。この基本計画の中でも減量ということが出ておりますけれども、具体的なやり方、例えば分別数をふやすとかいうふうなことは書かれ

ていないですね。果たしてそれで資源化、あるいは減量、これが達成できるのかなという心配を私はいたしておりますが、それはどのようにお考えなんでしょうか。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） その問題につきましては、それぞれの市町で議論をしていただきたいと思います。この家庭ごみの処理というのは基本的にそれぞれの市町の責務でございます、ごみを収集、運搬そして処理するまでがそれぞれの市町の仕事である。ただ、その最後の処理のところを共同にやりましょうということでこの北但行政事務組合がつくられている。したがってこの北但行政事務組合の仕事といいますのは、持ち込まれたごみを適正に処理をするということにいわば限定をされております。その前段であるごみをどのように減らしていくのかというのは基本的にはそれぞれの市町の議論でございますので、議員の所属されている豊岡市においてもごみの減量化の計画が進められ、着実に進んでいることと思えますけれども、ぜひ豊岡市議会でご議論を賜りたいと思います。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 この原単位問題は大変大事な問題である。それから、減っていないということの弱点、これは基本計画にあり、この基本計画そのものの見直しが私は必要だと考えております。

時間が大変少なくなってまいりました。4番目の入札資格についてお尋ねいたします。

先ほど申し上げましたように、その財団法人は落札者に近い金額を示していたというようなことが資料の中でわかってまいりました。入札行為を適正に行うという義務は当局にあると考えます。情報公開をしているから不公平はないとおっしゃいましたが、我々が請求しても得られない情報がありました。これは秘密会とされた委員会の審査経過、これについては私たち議員も得られておりません。委員だった方は知ってるんですよ。委員以外の方は知らない情報があったということは、先ほどの境局長の答弁からは間違った答弁になっていると思えますが、いかがですか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 非公開の部分がございませぬけども、それは今の選定に関する問題でございます、今回の入札にかかわる問題ではない、このように思っております。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 私は、選定経過にかかわった人が入札の団体の課長であるということが問題だというふうに思っておりますが、それは全く問題ないということは大変納得いきません。もし可能ならば、監査委員さんおられます。可能でなければご答弁なくてもいいですが、このような経過、今お聞きになっていただいたと思えますが、今回の入札行為は本当に適正な行為であったのか。適正な状況での入札が行われたとお考えなのかどうか、ご所見がありましたらお尋ねしたいと思えますが。

議長（岡 満夫） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

議長（岡 満夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

代表監査委員。

代表監査委員（大・謙一） 先ほどの古池議員さんのお話につきましてご回答申し上げます。

この議会に出まして、今、議員さんの方からそういう問題があったということを耳にしましたわけですが、事前に私たちに対しましての説明というものは一切お聞きしておりません。したがって、それに対しまして、大変失礼でございますけれども、コメントを必要と思ってもコメントする材料を持っておりませんから、その辺ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 それは私もやむを得ないご答弁かなと思っておりますが、国の方でも大変今大きな問題になっておりますのがかんぼの宿の問題。これらについても大変な経過が国民にはわかりにくい、ある大きな会社の社長が選定委員というんですか、審議委員におられて、その会社が買い取るというようなことになっているということで、大臣も大変怒っておられるという経過がございますが、このようにその選定にかかわった人が入札に参加するという、これは幾ら境さんが選定にかかわることと入札とは関係ないということをおっしゃいますが、入札そのものが選定に直接結びついているんですね。どの場所にどういう建物を建てるか、どういう規模のものを建てるか。それから、進入路はどうなるのか。いろんなことを考えるときに、この森本・坊岡区となる経過を知っている方、あるいは森本・坊岡区はどのような地形なのかというようなことを考えるのに、選定委員である方と選定委員でなかった方と、あるいは秘密会があったということもあるわけですから、そういうようなことになると大変な不公正な入札結果になると思います。終わります。

議長（岡 満夫） 以上で6番古池信幸議員の答弁は終わりました。

次は、4番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 本議会は新年度の予算を定める重要な議会ですが、その中でも当組合の最終目的として明示されている北但広域行政が北但広域ごみ汚泥処理施設の基本設計、詳細設計を実行する予算が提案をされております。基本設計が3月31日までに行われるという契約だということは、昨年末12月25日に緊急に開かれた議員協議会で詳細な説明を受け、かつ質疑も行ったという経過がありますが、この敷地造成基本設計の中には施設の規模、それから用地の造成基本あるいは進入道路、河川の状況、環境に与える大きな大筋が本年3月31日までに行われる契約であったと。

ところが、この後の質疑との関連もあってなかなか質問がしにくいんだけど、総括説明でもこの基本設計がどうなっているのかということは一向にご説明がないので、ちょっと前後おかしなことになるかもしれないけれども、あえてご了承いただきたいと思うんです。

私は、大体本議会では基本設計の大筋をご説明願って、詳細設計に入る前には大体どういうことを考えておかなかつたらんかということをご説明願えなと思っておったんですが、これについて全く説明がありませんから、この年末慌ただしく契約をされ、正月早々からこの造成基本設計に入ると、私はこんなことできるのかなということを個人的には事務局長にできますかと言ったら、いや、もうそんなの段取りやってますからというやりとりもありました。しかしそういうことでありますから、まずそこをどうなったかというご説明を願った上で、以下二、三ご答弁願いたいと思っております。

私は、基本設計、詳細設計で大事なことは、この施設の規模というのつまり、さっき古池議員もいろいろ聞こうとしておりましたけれども、将来20年なり30年なり、この我々がごみ処理をどの規模でどんなふうにするかという哲学抜きに基本設計したり詳細設計に入ることにはできない。それは基本計画において大体見通しをつくってるから、それで古池議員はああいうふうは何でふえていくんだろうなと。これはちょっとおかしいんじゃないかという質問をしたんだけど、帰結するところ来年度予算では焼却炉の規模とか、それからリサイクルセンターの規模、機能についてもこれは決めないと詳細設計には入れないということでもありますから、この北但一般廃棄物処理基本計画では施設の規模もほぼ定めて、環境省その他の循環型云々の国の交付金の額も見通して協定をしているということがありますので、この焼却炉なりリサイクルセンターなりの規模を決める、将来にわたってのごみの基本の処理の仕方について、今の管理者の考え方をお聞きしたいと思います。

それはごみをどんなふうにするかということは市町でやってくれというご答弁があるかと思いますが、幸いなことに規約改正が行われて市長、町長が管理者かつ副管理者でありますから、私は今考え方を聞いているわけでもありますから、必要なそれぞれお答え願ったら結構だと思うんです。

いずれにしましても、今、世の中は再資源化、廃棄物の減量、環境保全、温暖化防止へ向かっております。我々もこの方向に向かうように、来年度予算において基本設計、詳細設計が進むようにこれは努力するのが当然でありますから、管理者、議会ともこのことについて本年度予算を決める上でどういうふうを考えていくべきかお答えをいただきたいと思います。

次に、来年度予算では生活環境影響調査も行われる。これが済むと都市計画決定の手続に入る。こういうふうなことが準備されていると思います。

ところで、先ほどの議員も住民合意とは何かということをお尋ねしましたが、この組合の大事な節目に当たる計画としては一般廃棄物処理基本計画は北但行政事務組合としても決めた。それから施設予定地選定、これはこれが成立する前に任意協議会の形で決められたけれども、この組合が引き継いでいる。また、森本・坊岡地区を施設予定地に選定したということも行政事務組合の当局としては決めた。それから、これから生活環境影響調査を行う。また、都市計画決定の手続にも入る。この節目が議会には諮る法的な義務がないと。予算が通れば、基本計画を定めることそのものは当局の専権事項のようになってる。施設の予定地をどこにするかということは議決案件ではない。生活環境影響調査を開始するかしないかも、予算が通ればこれは執行権に属する。都市計画決定も審議会を開き、かつ縦覧を行い、知事、市長が、あるいはまた町長、管理者が決定することも執行権に属する。一体我が国におけるこの開発、あるいはまたこういう重要な施設を特定地点に建設することに関して、住民合意はほぼ必要なしという法体系になっているということは、これは我々が進める上で非常に重要なことでもありますから、よく考えなければならない根本問題じゃないかと。

その上で第2番目に出てきますのは、この巨大な施設を特定地点に設けなくちゃならん。そうすると、その住民の環境に大きな影響が出てくる。これは当局も重々ご承知のように、迷惑施設ではない、環境を増進する施設だということが大義名分だけでなく地元の方によくわかっていただけるように、むしろモデル地域にしたいんだという管理者の繰り返しのご表明で地域振興計画が決

められたということでございます。私は、迷惑施設かどうかはともかくも、環境を激変させる大きな施設が思いもかけない地域に建設をされようとしている。これに関して丁寧な住民合意を得るということは当然の手続ではないか。私は単に施設用地の選定だけでなく、本来なら基本計画、用地の選定、環境影響調査、都市計画決定、この都度本来は議決をし、あるいはまた関係地域住民の総意を問うという性質の問題ではないか。

先ほど市長は、法に定めがないし、生活慣習上、区というのは世帯1票だからいいじゃありませんかという趣旨のご答弁をなさいましたけれども、私は本来は旧1市10町、現在では1市2町の広範囲な住民の生活に影響があり、かつそれが特定地点に特別の施設を建設するということでありますから、丁寧な住民合意を図るということは当然ではないか。1世帯1票でやっただけいいというような性質のものでもない。そんなことは法に定めてないというんだったら、もともと全計画は法に定めた住民合意を図る手続がありますか。

例えば都市計画決定は縦覧はする。意見書を出す自由はある。しかし、その意見書を出したからといって当局側が何事かを決定する制約になるものでもない。私は、本来これは法体系そのものに問題があるとは思いますが、それだけに地方自治を預かる管理者なり市町長なり議会なりは丁寧な地方自治の推進に向け最大限の努力を払うというのが当然ではないか。これは今回初めてのことでありませんから、とりあえずのところは今直面している来年度予算に関する重要問題でありますから、お考えをお聞きしたいと思います。第1回目の質問です。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） まず、施設の規模等についてはどういう考え方をしているかというお尋ねをいただきました。

これまでもいろんな点でご説明申し上げてまいりましたけれども、とにかくごみは徹底して減らす。そして小さい施設をつくる。そして、そのことによって建設費とランニングコストを下げ住民の利益を上げる。これが基本であります。

ただ、実際その美しい理念だけで施設規模は決まるわけではございませんで、現実にとどこまでごみを減らすことができるのかということを見きわめる必要がございます。現時点では、処理能力が174トンということしておりますけれども、これはいよいよその施設規模を決めるべきぎりぎりの段階まで待って、その間にさらにごみを減らす努力をして、そして本当に174トンが要するのかどうか。もっとそれを減らすことができるのかどうか。それを見きわめた上で結論を出すべきもの、このように考えているところです。

それから、さらに174トンといいますのは1年間280日運転をするという前提での積算であります。しかし、最近の施設の運用実態を見ますと300日とか304日とかの日にちでもって運転をするという例がございます。そうしますと1年間の運転日数がふえますので、1日当たりの処理能力というのはもっと小さくてもいいということがございますので、ごみ量全体をどう見込むかということと、それに対してどのような運転形態をとって規模を決めるのか。この2つを見きわめた上で決めてま

いりたい、このように考えているところです。

前段としての基本設計の内容についてお尋ねがございましたが、現在作業中ですのでまだ中身についてはご説明ができないということでご理解を賜りたいと思います。

また、再資源化でありますとか廃棄物の減量、環境保全、地球温暖化防止等について一体どういふふうに取り組むのかといったお尋ねもいただきました。すべて大切な事柄でございますので、こは全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

そのイの一番として、3施設を今ばらばらでありますけれども一本化するというのが何よりも大切である、このように考えているところでございます。それぞれの施設が一つ一つの施設規模が小さいがために、そこで発生している熱が実は相当むだに捨てられているという実態がでございます。これを一つにまとめることによりまして、熱を効率的に回収することができる、発電もできる。このことについては、かねてからご説明を申し上げてきたところでございます。

また、3つばらばらでつくるよりもその施設を建設するために必要な資材は当然減りますので、省資源という観点からもすぐれているものと思っております。

環境保全ということもさまざまな観点がありますが、ダイオキシン対策に関して言えば、8時間の運転よりも24時間連続運転の方がすぐれているということは、もうこれまでからくどいほど説明申し上げてまいりました。さらに、8時間で運転をいたしますと常温と高温との間を行き来しますので、炉にとっては極めて過酷な状況になります。むしろ24時間連続運転の方が施設の維持管理上すぐれていることもございますので、このほか総合的に判断いたしますと、議員におかれましても環境問題大変関心をお持ちいただいておりますので、ぜひ3施設での一体的な建設運用についてご賛同賜りたい、このように考えているところです。

それから、手続についてのご高説もお伺いいたしたところでもございます。私たちといたしましては、法律に基づいて適切に事業を進めてまいりたいというふうを考えております。

ただ、もちろん議会の議決が必要になっていないからといって、私たちは議会に対して説明を全く怠ってきたということはございません。今後とも議会の皆さんとは積極的に議論をしながら、それも踏まえて私たち自身の事務を進めてまいりたいというふう考えております。

また、住民合意についてのご説明なりご意見もお伺いしたところです。ちょっと余談なことになりますけれども、豊岡市役所の位置はどうすべきかというときに、たしか豊岡市議会では豊岡市長はさまざまな方々の意見を踏まえて、手順を踏んだ上で決めたいということをご説明していると思っておりますけれども、安治川議員におかれましてはたしか直ちに現位置で決定すべきであるということをおっしゃられたように思います。そのようなことを思い浮かべますときに、住民合意についての手続を言われるというのは、なかなか私としては不整合なことだなというふうに思いながらお聞かせをいただいたところでもございます。

ただ、大変大きな施設であり、皆さんの関心と呼ぶ、しかも多くの財源を使うという施設でございますので、その施設の建設なり運営に当たって市民の皆さんのより多くのご理解をいただくということは当然でございますので、そのような努力はこれからも続けてまいりたいと思っております。

ちなみに、今、地元の反対の方々におかれましては、私たちが説明に行こうといたしましても聞く耳持たない、来るなど言っておられまして、大変苦慮いたしているところです。このような事態は安治川議員におかれましては不本意なことだと思いますので、ぜひともテーブルにのっていただくようなお口添えを賜れば、このように考えているところです。以上です。

管理者（中貝宗治） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 この規模の問題なんだけども、先ほどお尋ねをして、そもそも敷地造成基本設計は3月末までに我々にもご説明願える成果物が得られるという契約であるはずなんですが、これについて何のご説明もないんだけども、進行状況をそれでは先にちょっとご説明いただけませんか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 12月25日の議員協議会でも説明申し上げました。ただ、工期的にどうなんかという質問もいただきました。3月末ということで努力はしますということをお願いしたんですけども、状況としては大変厳しいものがある、このようにもお伝えしたところでございます。

それで実は業務発注後の昨年12月23日ですけども、本事業に対してご理解をいただけていない方によりまして第3次の立木トラストも実施されました。そういったこともございまして、立木トラストの実施状況の把握、あるいはまた立ち入りが禁止されている土地の調査など、こういった地元調整、あるいはまた年明けから降雪がございました。こういった影響もございまして予定していた現地への立ち入りがおくれたということで、現況測量などの分について1,751万3,000円を翌年度に繰り越したいと思っています。年度内には一応60万円という金額が出るわけですけども、ボーリング調査分を完了はさせたい、このように思っております。以上です。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 その測量の点はそうかもしれないが、ここでは用地の規模であるとか位置であるとか、そういうものも今度の設計でやるというふうなことになってるから、えらいすごい設計が行われるんだなと思っておったんだけども、そうするとあれですか、この測量が着手できないと一切もう進まない、こういうふうに理解したらよろしいですか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 測量等今後もやりますけども、若干それには時間がかかる。こういった今のトラスト状況等もございまして時間がかかるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 測量を仮にやって、今度8,500万円と2,500万円ですか、詳細設計を含む予算が提案された。12月25日の議員協議会でもお尋ねをしたんだけども、測量点について合意がないと4級測量点を設置することは難しいじゃありませんかと言ったら、いや、レーザーでやれることもできますから大丈夫ですと。こういうお話だったので、ああ、そんなもんかなと思っておったんですけども、私は改めてこの点で先ほど管理者は住民合意については法に基づいて行うということをおっしゃったけれども、この合意に至らない場合には大きく用地を変更するか、それとも格別の特殊

な方法を用いなければならないというふうなことになると思いますから、そういう取り組みの状況もあわせてご説明願いたいと思うのです。

それから、一つ話が飛ぶんだけど、先ほどこの施設の規模について基本的な考え方をお尋ねしたんだけど、そもそも広域にすると効率的だと言われるのは、循環型社会形成推進法による交付金は一定限度以上の広域化、それから一定限度以上の施設の規模があるときに初めて交付されるというふうに初めは説明された。今日どうなっているか。例えば初めは相当の規模のトン数ですね、100トンを超えないといけないとかというふうなことをお聞きしておったが、今は下限はないというふうに聞いているんですね。これ何でこんなことを聞くかということ、いよいよ基本設計を終えて詳細設計に入る。こういうことになる、今、管理者が174トンというのはこれは焼却炉の規模ですね。174トンよりも限りなく小さくできるように工夫をしたいということをおっしゃったから、この下限があるのかどうか。効率ということになればお金の問題は一番効率上の問題の一つでありますから、この点。ちょっと飛んだ質問が2つ並びましたけども、お答えをいただきたいと思います。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 用地の関係で質問をいただきました。敷地造成基本設計を発注しておりますけども、現在の用地の状況、これがかんがみの中で配置等も工夫しながら概略設計をまとめていきたい、このように思っています。その設計の中には当然敷地造成もございすけども、進入路の位置についても検討させてもらう。このようなものでございます。

それから、交付金関係でも質問をいただきました。交付金の場合、広域化との関係でございすけども、熱回収率、これが10%以上というのが交付金対象ということになっていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 熱回収率10%以上というのは、だけなんでしょうか。そうすると、前は相当数のこのトン数が処理できない場合はだめと言われとったんだけど、極端なこと言うと10トン以下の施設であっても構わないと、こういうふうに見ていいんですか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 失礼いたしました。それに加えて、人口が5万人以上または面積として400平方キロメートル以上が対象地ということで、そういったものを構成する市町村ということになります。以上でございます。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 いや、その施設のトン数も聞きましたけど、どうでしょうか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） トン数に対する特に規定はない、このように理解いたしております。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 これは非常に大事なことでありまして、今の北但広域のこの構成市町の人口面積は、ただいまのご答弁のようにクリアしてるんですね。ですから、その点では下限はないと。つまりど

のように処理していくか、あるいはまたまちをつくっていくかということについて下限はないということをも市民にもよく知らせて、そして市民の分別、減量、我々自身も努力していく方向を話し合う基礎を改めて明らかにしていかなくちならんと私は思うんです。これについて、ご見解があればお尋ねしておきたい。

それから、次にこの交付金の基準になっている熱回収という考え方なんだけども、熱回収という通常は発生した熱量を地球温暖化を防止するためにうまく処理するというふうに聞こえるんだけど、要するに熱を使って発電をしたら、発電も熱回収効率にカウントする。先ほど管理者はあなたもよく勉強しなさいという式の答弁をなさったけども、そういうふうに考えたらいいか。つまり熱は何ぼ出して、発電をすれば回収したことになる。これじゃどうも常識上に言う温暖化防止、環境保全という考え方とは少し違うように思うんだけど、その点はいかがでしょうか。

議長（岡 満夫） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時19分

議長（岡 満夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

施設整備課長。

施設整備課長（谷 敏明） 今の熱回収の基準ですけども、そのごみ質が持っているカロリー数の10%以上を何らかの形で余熱利用するということでございますので、例えば一つの方法として発電があります。あるいは館内の冷暖房等に使う。そんなものも総合的に含めて10%以上あればいいというふうな基準になってございます。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 常識上のことだなんだけども、ごみを分別して、そして生ごみを主体とする家庭ごみを燃料化するというのは燃えないごみを燃やそうとするわけだから、通常は燃料として考えることは極めて困難。そういうことを考えると、10%というのは最低基準であるけれども、焼却をした熱を回収するという場合に、これを燃料として考える。これはRDFその他試みがいろいろ行われておりますけれども、成功した試しがない。私は、このごみを燃料として考えるという考え方はよくないんじゃないか。熱回収というのは、本来は地球温暖化を防止するために発生する熱をなるべく抑制する。やむなく発生したものについては、温暖化をしないように適切な処理を行うという。その処理技術がどういうものであるかというのはなかなか大変だけれども、しかし余熱をもって発電をすれば温めるということになれば、これは逆の発想になってしまうのではないか。ある一定の熱が発生しないと、発電もできなければ館内もあつためられない。これでは本末転倒じゃないかと私は思うんだけど、それはどういうご見解でしょうか。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） 本末転倒ではございません。

まず、ごみを減量化するということが大前提です。その上で、なおかつ現実に出てきたごみをどう処理するか。燃やせば熱が発生する。その発生した熱をそのまま空中に飛散させるのでは

なくて回収をする。これは極めて論理が一貫をしていることだと思います。その場合に、例えば同じ100トンのごみを燃やすにしても30トン、30トン、40トンでばらばらに燃やしますと同じ熱が発生するわけですけれども、それを回収する装置にべらぼうなお金がかかってしまう。コスト割れになってしまう。したがって、熱回収ということが進まない。ところが、これを合わせて100トンにしますと熱回収の効率が上がりますので、例えば発電装置でありますとかそういうものやってもペイはしてくるということをごさいます、だからこそ、何も3つの施設を一緒にしたらごみ量がふえるのではなくて、それを現実に発生したごみを3つばらばらで処理するのがいいのか一つに集めるのがいいのか。このことについてはぜひご理解を賜りたいと思います。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 発生した熱を消してしまうということは、我々が中学校、高校で勉強した物理の、あるいは化学の法則から言っても消すことはできない。だから我々が今からこの基本設計や詳細設計に当たる場合に、焼却炉はそれは最善はないのが一番いい。しかしやむなくつくる場合に、もうできるだけ小さい方がいい。発生熱量はうんと小さくするということが基本じゃないかと思うんです。

そのために改めて私は問いたいのは、私たちも長い生活習慣でごみが目前から消えたらやれやれという日常生活を送りがちです。ですから、この坊岡・森本区を選定した経過、あるいは上郷を選定した経過のときに必ず反論として出てくるのは、それじゃあなたはどこにごみを捨ててるんだと。現に施設のあるところをどない思うとるんだと。そんな有害なもんだったら、今の施設はどうしてくれるんやという意見が現に施設を置いている住民のところから出てくると大体答えができないという経過をたどって、そして結局は結論は何かということ、地域振興計画のようなことになっていく。何の解決でもない、実際は、私は、そういう点ではもうできるだけ小さくする。そのためにも改めて私も含めて全住民がごみを発生させないように、発生したごみはなるべく燃やさないようにするにはどうしたらいいか。そのことを前提に今現実につくろうとしているわけですから、その基本設計に当たってその根本原則に立ち返るとということが極めて重要だと。発生した熱をうまく回収すると管理者はおっしゃる。それは煙突からぼうぼうと消してしまうよりも、発生した熱をもってスチームをあっためるとか小規模発電をするとかいうのも一理ある。ただども一定の熱が必要だということになってしまうと、今度はもう燃料にしなきゃならん。燃えないごみを燃やすために助燃材をどんどん使わなくちゃならん。あるいはまた燃えるごみを合わせなくちゃならん。こういうことになってくるんじゃないかと私は思うんです。

私は、先ほど交付金の下限はありませんかということをお尋ねしましたのは、初めはこれ200トンを超える焼却炉の計画。これがだんだんだんだん時間の経過とともに今日100トン台になった。もっとも我々努力をして、できることなら焼却炉がない方へ国づくり、まちづくりを進めていく。

お聞きするところ、管理者はご親切に豊岡市議会で私の言ったことまで言及なさいましたから若干言及させていただきますが、豊岡市長である管理者は大プロジェクトとして県と共同されコウノトリとの共生ということをやると。市民もコウノトリといったら褒め言葉でもくさし言葉でも中貝

さんの顔が浮かぶということになっています。大体これについては皆さん大原則、大変いいスローガンですから歓迎している。コウノトリとの共生というからには、これは環境を大事にする。できるだけ野生に近い環境を保護する。農業を初めとするこの環境をできるだけ自然の持つ力、治癒力といいですか、そういうものを活用するということになると、できるだけごみは焼かない方がいい。できるだけ自然のあるべき姿に返す。大前提は、ようけごみをつくらんことだということだと思えますけれども、少なくとも処理に当たるこの施設をつくる場合にもその原則は必要だと思ってお尋ねをしております。

私は、このことについてどんなまちづくりを進めるのかということをも前提に改めて議論を進めていただきたいと思いますが、その点についてのご見解を伺っておきたいと思えます。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、とにかくごみを減らすということについては安治川議員と全く同じ考えでございます。一たびごみとして集められたものであっても、それが再度リサイクルに回せるということであればそれを回すということも安治川議員と全く一緒であります。それでもなお残ってくるごみをどうすべきかということについては、これは焼却が基本だというふうに考えております。

これを焼却しなければいけない理由が大きく2つございます。一つは、ごみの体積を減らすということでもあります。ごみは全くこの世から雲散霧消して、あるいは空気のように溶けてしまうわけではありません。これを埋め立てをいたしますと、それだけ多くの野山を埋め立てることになります。あるいは谷筋が埋められる。海が埋められてしまう。したがって最終処分する量、これを極力小さくするためには焼却という形で体積を減らす。これはいわば狭い国土の日本の宿命であります。

もう一つは、衛生であります。ごみをそのまま放置しておきますと、衛生状態は極めて悪くなってくる。かつての夢の島の状況は、多分安治川議員もよくご存じだろうというふうに思えます。しかも日本は暑い夏、大量の雨が降る梅雨がある、物は直ちに腐ってしまう。したがって、伝染病等を防ぐためにはこれを焼却して衛生的に処理する必要がある。こういうことでございます。

ちなみに、よくドイツがごみ処理のお手本のように言われますけれども、実はドイツはごみ処理というのは基本は埋め立てをしておりました。日本の私たちの国よりもはるかに高い緯度でございますのでたちどころ腐ることはございませんけれども、それでもやはり衛生上問題が出てくる。そしてこれを燃やさなければいけない。他方で、発電所がございました。これはかなり広域の大型の発電所ですけれども、石炭が石油に押されてだめになったときに、その石炭で燃やしていた発電を何で燃やすのかということが問題として出てきた。他方で、ごみの中にプラスチック等が入ってきて発熱量が大きくなってきた。これが合体をして、発電所にごみが燃料として運び込まれている。こういった状況でございますけれども、今申し上げましたように日本よりはるかに緯度の高いところにあるヨーロッパにおいてもごみを焼却せずに埋め立てることの問題が起きてきている。こういうことでございますので、繰り返しになりますが、ごみはとことんこれを減量化をして、それでもなお出てくるごみについては現時点ではこれを焼却するというのが日本においては一番ふさわしい、このように考えているところでございます。以上です。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 最後に住民合意についてお尋ねをしておきたいと思うんだけど、これからこの作業を進める上でどうしても特定地点である森本・坊岡区の住民の皆さんの実質的合意を得られなければ実質的に仕事が進まないか、余計に費用がかかるか、さまざまな隘路が考えられます。私はこれをマイナスの方向でとらえるのではなくて、私たちのごみ処理についての矛盾した生活実態をここでよく考える時間が生まれておるわけでありますから、積極的に活用すべきだと。私は、今、ドイツのことを管理者はおっしゃったけど、私はあなたと違ってドイツへ行ったことがないからこの場で直ちに論評はできませんが、読む本によりやドイツのごみ処理の基本は焼却中心主義から脱却するという方向へ行ってるというふうに聞いている。あなたがそれもし私が勉強不足だと言うんなら、議会にちゃんと勉強する資料を提出願って対等平等に議論をしたいと思うけれども、そういうふうに思います。

その住民合意の問題なんだけど、生活環境影響調査だとか都市計画決定だとか、こういうものはいわば行政が法に基づいて決めたんだということになった場合には、別に地元住民であろうが議会であろうが一方的にお話しになれば法に基づく手続は終えた。大筋そういうものじゃないかと思うけど、そうではありませんか。

例えば先ほどもお尋ねしましたが、生活環境影響調査について結果を縦覧する。意見書を出すことができる。出したところで、ああ、聞きましたと言われてしまったらおしまい。都市計画決定についても、あらかじめ縦覧を行う、意見を出す、聞きました。あるいはまた公開の聴聞その他の手続を行う。聞きましたと。そういうことになってしまうではありませんか。議会に対しても、ご説明になる。予算を提案する。予算をあんた通したじゃないかということになれば、その中身についてはとやこう言われる法的根拠はない。こういうことになってしまうのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） 純粹に法的な議論としてはそのようになろうと思います。でも、安治川議員もそんなことで納得される方ではございませんのでこうやって議論させていただいているわけございまして、こういった姿勢は安治川議員が変えられると思いませんし、私も誠実に議論はこれからも続けさせていただきたいと思っています。

それと、生活環境影響調査についてでありますけれども、要はこの施設ができたときにその地域にどういう影響が及ぶのかということ客観的にやはりそこは予測をして、そしてそのことでのいいのかわいのかという議論をする必要がある。その前段階として、現状をまず調べる必要がある。騒音についてのご懸念がある。しかし、今が一体どのくらいの騒音があるかということ調べてみないと予測ができない。その新しい施設ができる予測はできない。したがって、その現状を調査すること自体はこれは極めて基礎的なことでございますので、このことについてわざわざ例えば住民投票のようなことをしてその是非を問う必要は特にないものというふうに考えております。

現に、繰り返しになりますけれども、坊岡区、森本区両方の区のいわば決定として既にこれはな

されておりますので、私たちとしては手順は十分踏んでいるものと、このように考えているところ
です。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 逆に端的にお聞きすると、結局森本区、坊岡区のこの合意というのも法手続では何
の保障、何の根拠も特別あるわけではない。住民を縛るものでもなければ、行政に対して義務を負
わせるものでもない。それは道義的に、政治的に、あるいは選挙の投票の態度に表明されるかもし
れないけれども、法的には何の拘束力もあるものでもないということは間違いありませんね。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） 法的に縛るものではありませんけれども、私が地域に地区としての合意をいた
だかなければ、やらないと言ったときには私自身を縛ります。現に上郷でなぜ私たちが撤退したの
かという、私たちは地区としてこの施設を受け入れるか受け入れないか、あるいは環境影響調査
を受け入れるか受け入れないか。そのことの判断をいただいて、受け入れないということであれば
私たちは撤退するという事を申し上げましたので、みずからの言に従ってやってきた。その意味
では、極めて誠実に私は自分自身の言葉に従っているように思います。

森本・坊岡につきましては、その点については既に結論が出ておりますので、私たちはそれを踏
まえて次のステップに行く。いつまでも過去のその手続を改めてやり直すというようなことに時間
をとるべきではない、このように考えているところです。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 改めてやり直すというのは、法的手続があるのならそれはいいですよ。しかし、あ
なたがおっしゃったようにこれからの行政手続も法的にはいわゆる住民合意というものはないとい
うことであれば、男女共同参画の問題を含め当局が誠実に今おっしゃったとおりの言を実行される
ために全力を挙げるということは当然だと。議会としても当然だと私は思います。

以上述べて、質問を終わります。

議長（岡 満夫） 以上で安治川敏明議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は11時50分。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時50分

議長（岡 満夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、2番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。通告をしておりますのは1点のみであります。少し管理者にお尋ねをした
いというふうに思います。

現在想定している事業スケジュールということで、ペーパー1枚物を出していただきました。年
次が入っていないということなんですけども、この資料には、県のごみ処理広域化計画、平成9年
か10年かそのあたりですよ。最後が施設の供用開始ということで、現時点では平成25年というふ
うなことで、ざっと15年ぐらいの全体が入っているものということで資料としてはいただいております。

わけですけれども、お尋ねをしたいのは、昨年2月、20年度の予算を議論をするときに随分とDBOの事業者選定アドバイザー業務というふうなことで、このものが何なのかということやら全体事業計画との関係というふうなことでやりとりを、あるいは当局からの説明をいただいておりますわけですけれども、このものが20年度最終補正で落ちて、21年度に向かった債務負担まで廃止をするというふうなことで、20年、21年にはこの関係の業務はやらないということに今の時点ではなるんだという話なんですよね。

一方では、施設の基本設計を21年度にやるというふうなことを言っておるわけで、みずからではなかなか難しいこの施設の要求水準書というふうなものをつくっていただく。これが、あるいはどういうふうな書類をつくるのかというふうなことを含めて随分さまざまなことをこの業務の中ではやるんだということなんですけれども、このあたりが昨年2月議会で1年たって現時点で随分大きく違ってきておるという感じがしておるわけですけれども、そのあたりはどんなふうに我々として考えたらいいのか、そこのところが私自身の最大の疑問であります。そのあたりを説いていただければというふうに思います。

議長（岡 満夫） 暫時休憩いたします。再開は午後1時。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

議長（岡 満夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の2番山本賢司議員に対する答弁を願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） まず、DBOという言葉の意味ですが、山本議員はもう既にご存じですが、余りご存じない方もあるかもしれませんのでまず用語から。

デザインとビルドとオペレーション、つまり設計と建設と後の運営を一本として発注をするという、こういう方式です。従来ですと設計は設計で入札をし、それから建設は建設で入札をし、後の運営は運営で入札する。こういうことでありましたけれども、これを一本としてやろうとするものです。そのデザイン、ビルド、オペレーションの頭文字をとってDBOというふうに呼んでおります。こうすることによって、ランニング、つまりオペレーションする、運営する側からいかに運営しやすい施設をつくるか。そのノウハウを生かして効率的な施設をつくらうと、こういったことであります。

これをやるために、これを実現する手順としてアドバイザーというものを編成をして、私たちのいわば補佐をする立場から専門的なまさにアドバイスをいただく、こういうことでございます。この施設が技術的にどのようなものであるべきなのか、また20年間という長い期間運用を任せますので、経営的観点から見たときの着目点は何なのか、それから法的にどういう留意点が必要なのか。そういったことを専門的な立場からいろいろと示唆をいただく、そういったことでございます。

その予算を一度20年度で上げていたものを今回上げずに、施設の基本設計の業務を上げることになっております。この関係であります。当初は基本設計も含めてアドバイザー業務としてこれ

を発注することにいたしておりました。ところが、このアドバイザー業務というものをしっかりやっていると、それができたときというのは要はもう業者が決まったときになりますので、言うなればもうすぐその後着手になってしまう。したがって、具体的な工事の着手という見通しが私たちの前にありませんと、そもそもスタートさせられないというこういった事情がございます。現在、用地についてはご存じのような状況でございますので、今直ちにアドバイザー業務を全体として発注するような状況にない、こういう判断でございます。

他方で、環境影響調査を今やっているわけですが、これを1年間調査した後にその現状に対して新しい施設ができるとそれがどういうことを負荷をして、そして環境がどのように変わるのか。これをいわば予測する調査であります。そうしますと、現状はこれ現状を調べればいいわけですが、どういものが負荷されるのかを予測しようとしますと、どういう施設がそこにできるのかということを確認する必要があります。そのために、どういう施設なのかというその大まかな大筋のところの基本設計業務となりますので、今回アドバイザー業務の中から基本設計部分を取り出してこれを並行してやって、1年後には環境調査、現況ができますので、そのときにこの基本設計のいわば成果物である施設の基本的な性能等を加味して環境影響調査をする。こういった段取りを考えているところでございます。

今申し上げましたような状況でございますので、アドバイザー業務につきましては用地取得について私たちの側に一定の見通しができた段階で予算化することを考えたい、このように考えているところでございます。私からは以上です。

議長（岡 満夫） 2番山本議員。

山本賢司議員 昨年のこの時期と見れば、少し手法を変えたということが今のお答えなんで、それはそれで伺っておきたいというふうに思いますけれども、その上でもう1点は、今解説をいただいた20年間設計から運営まで民間でやっていただくという方式でやろうと。このときに、昨年のこの場でやりとりをした中に、ごみの減量化の話もやりましたし、質的な問題もやりました。きょうも少し、減量化を進めればエネルギー的には非常に低いというか、燃えにくいものが最終的にごみとして残ってくるというふうな議論もきょうもあったわけですが、量なり質なりが急激に変化をするというか、小さくなったときには、それは将来の問題だとしながら、事業所との間でどうするかという議論が要るんだろうなということが若干あったわけですが、今現在の計画でもいわゆる公共下水道、あるいは特定環境というふうな、特環という言い方をしていますけども下水道ですね、そういういわゆる産業廃棄物としてくられておる下水の汚泥、このものも一緒に処理をしましょうという計画になっておるわけですね。この時点で、現時点で既に一般廃棄物と産業廃棄物と一緒に処理をするという部分が計画の中にある。将来、このSPCといいましたかね、その特定目的会社、運営をするための会社、これは民間だと。民間が運営をする。そのときにごみの量なり質なり、熱回収に耐えられないような状況になって私はきてほしいと思いますよ。ごみの量がどんどん減っていくという、あるいは再資源化されるということがどんどん進んでほしいと思っておりますけれども、そうなったときには今考えているこの熱回収、あるいは発電施設が機能しないと

いうふうなことが起こりかねない。そうなったときには、さらにいわゆる産業廃棄物としてくくられるようなものもさらに加えていかないと、我々が今議論をしておるこの施設そのものが無用の長物になりかねないということが起こってくるのではないかなというふうに思うんですね。

私が伺いたいのは、この組合が運営をしておれば、間違いなくいわゆる一般廃棄物しか処理をしないということではあるだろうというふうに思うんですけども、DBOというふうな方式でやり、SPC、特定目的会社、運営会社が、これは民間の株式会社だと。そこが運営をするということになれば、産業廃棄物が胸を張って入れるというふうなことに将来なっていくということのためにつくりなかなというふうに思っておるんですけども、その点はいかがですか。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） 勘ぐり過ぎのご意見だろうというふうに思います。

将来、例えば汚泥の扱いはどうなるのか。あるいは私たちの予測よりもはるかに上回って、ありがたいことにごみが減量化されたときにどうなるかというのは、別に民間がこれを私たちのかわりに運転していようが行政がやっしていようが同じことが起きます。熱回収施設を設けていたところ、それがごみの減量が私たちの予測よりもはるかに上回って、その結果、熱回収の効率が悪くなったときにどうするかというのは、これは行政が運営していても、あるいは民間が運営していても同じことでございます。したがって、議員の今言われたような懸念というのは、それには及ばないのではないかなというふうに思います。

また、産業廃棄物をどういう扱いをするかというのも、これもこのDBOでやるのか、公設公営でいくのかということには関係はない。この施設はまさに北但行政事務組合の施設でありますので、基本的事項については行政側が決定をすることになる。

その上でどうするかというのは、これもまた公設公営であろうと公設民営であろうと同じことが起きるわけでありまして。例えばプラスチックをどうするのか。今、例えば豊岡の施設ですとこの事業系のプラスチックというものを徹底した排除をいたしております、それによって減量がなされている。これはこれで行政の施策として、姿勢としてやっているわけでありまして。しかし、これが将来どうなるかというのは、これは行政が持っていようと、あるいは民間が持っていようと同じことでありまして、もしやっぱり事業系のプラスチックを入れようというような議論が仮に起こるとすると、それは今、繰り返しになりますけども、運営主体はだれであるかにかかわらずそのことについて判断を出していく必要がある、このように考えているところです。

議長（岡 満夫） 2番山本議員。

山本賢司議員 ちょっと大変細かいところを1点だけ伺っておきたいと思っております。

私、最初にお尋ねをしたときの事業スケジュールということでお出しをいただいた資料の中で、年次は入ってないんですけども、施設整備基本設計、このものが一番左側の縦の列、2段で出てくるんですね。このことが何か意味を持つてるのかどうか。この資料を見て理解できていないので、ここのところはちょっと教えて。

議長（岡 満夫） 施設整備課長。

施設整備課長（谷 敏明） 議員ご請求の資料につきまして、ここに書いてありますのは施設整備基本計画と、下の方は施設整備基本設計となつてまして、基本計画の分については平成18年度で基本方針等も決めた内容で、既に議員の皆さんにはお配りしている資料でございます。以上です。

議長（岡 満夫） 2番山本議員。

山本賢司議員 先ほど来の管理者の答弁聞いておると、各構成市町でごみというか、一般廃棄物をどうするのかというのはそれぞれの自治体の事務の中であつて、それぞれが運搬したものを処理をすることだけがこの組合の事務だという前提というか、そういう形が今の姿なんで、そのことからすると昨年も今年も豊岡で岩井の施設でやっておられる実情というか、随分事業系の廃プラ等々が排除されて、施設的には負荷が小さくなっておる、あるいは量的にも随分減っているんだというあたりの話は伺っておるんですけども、一方で住民的にはなかなか大変だという話なんかも、小さな事業者の話なんかも随分この議会でも聞かせてもらった経過があつたりするわけですけども、いずれにしても住民自身の日々の暮らしというところでのしっかりとした、実際にはここでの大きな議論というよりもそれぞれの市町ということに本当になつていくんだと思いますけども、分別をして量を減らしていくということとの絡みが本当に要るんだらうなというのを改めて思うんですよね。

そういう点からすると、最終的に規模を決めるのもいよいよ事業を実施するその直前の量の実績、そういうものを加味した上で将来推計ももう一遍やり直すというふうなことでの、将来減っていくんだとすれば実際に稼働するときの最初の量が一番多くてだんだん減っていくという、このときのスタート時点の量が処理をできる規模とというのは幾らなのかというところが施設規模が決まるポイントなんだらうというふうには理解はしておるんですけども、そこのところをもっともっと下げていくための努力というのが、本当に単に行政あるいは管理者、副管理者というトップだけの問題だけではなくて、住民的に本当に今要るんだらうなということを思っておるんですけども、そのあたりはいかがですか。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） もうそれはおっしゃるとおりでありまして、ですからまさに1市2町それぞれにおいてさらなるごみ減量化の努力を進めていく必要がある。

そしてごみ減量を図るのは、これは行政ではなくてもう個々の住民でございますので、行政に協力をするというような姿勢ではなくって、行政と協力をしながらみずからごみを減らす。そのような姿勢を住民の皆さんにはぜひお願いをしたい、このように考えているところです。

議長（岡 満夫） 2番山本議員。

山本賢司議員 いいです。

議長（岡 満夫） 以上で山本賢司議員に対する答弁は終わりました。

次は、12番椿野仁司議員。

椿野仁司議員 12番椿野でございます。よろしくお願ひいたします。

私は、通告の中を見ていただいてもわかりますように、少し今までのこの組合でされてまいりましたおさらいの意味でこの事業についてのおさらいをさせていただきたいというふうに思っており

ます。それから、一つには再確認もいま一度させていただきたいなというふうに思っております。

私たちが生きていく上で、基本的にはごみはどうしてもやはり出ると思っております。ましてや生活していく中、そしてまた商業を営む中でもごみは必ずや出るものだというふうに思っております。ごみを発生させないというようなご意見もあったようですが、発生させないというのは多分恐らくごみをできるだけふやさないんだということだろうというふうに置きかえれば、ごみの減量化はやはり大きな課題でもありますし、私もその意見には賛成でございます。ですが、先ほど申し上げましたようにごみは絶対にはなくなるというふうに思っております。それは我々のこの地域が豊岡市そして2町あるわけですが、多種多様な商業、そしてまた職業がございますが、農商工業の関係から言っても、それから我々の地域が特に観光地という一つの大きなまちづくりをしていくためにも、多くの観光客そしてまた交流人口をふやそうというような流れの中でも、ごみというのは大きな問題ではありますが絶対にはなくなる。減らすことはあってもなくなる。そういうことから考えれば、本事業が燃やすという大原則の中にあるわけですが、基本的にはその事業を推進していくほかないのかなというふうに思っております。

ただ、減量化のことにつきましても、ただ減らせ減らせと言ってもなかなか我々も具体的な動きをしないというわけにはいかなかったので、過日、三朝温泉に生ごみを堆肥化する事業をやっておられるということで温泉組合、それから商工会、観光協会が取り組まれて、国、県の補助をいただきながらごみの堆肥化をされておられました。実際に見学に行かせていただきました。しかし、まだ本当に大変だなというところでございます、実感としては、それは、においの問題も含めてであります。なかなか環境、今の堆肥化をするということは大変すばらしいことなんです。できた堆肥を現実的に受け入れる、そしてまたそれを農作物をつくるための堆肥にするところまでに肥料化ということに関して大変難しい問題がありまして、大きなお金がかかるというようなことで、費用面でも事業面でも大変これからまだまだたくさんの難関を突破していかなければいけないなというふうに思っております。

でも、これは私も城崎温泉にありまして当然観光客が多いわけでございますから、そういう意味ではこの堆肥化というものに対しては、ごみを減らそうということに関しては当然やっていかなければいけないだろうというふうに思っております。

そういう中で、きょうの質問は3点ほど上げさせていただきました。広域化のメリット、デメリットについて、その中でも広域で1市2町になった理由、機関決定は一体いつごろどういう形で行われたのかなというふうなところ、それから広域で行うための経費、そして負担金等メリット、デメリット、経費的な面ではどうなのかなというふうなところをお尋ねを申し上げます。

それから、ごみ処理施設の広域化について、なぜこのこういった広域化のごみ処理施設が必要なのかということ。

それから、安全面とか効果は一体どういうところにあらわれてくるのかな。二次的な効果も含めてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

また、本計画以外にもう代案は一体ないのか、これしかもう考えられないのかということら辺も

お尋ねをさせていただきます。

それから、3番目に、今の1市2町の現在ありますごみ処理センターの現状と今後の課題ということでお尋ねをさせていただきました。一つには、耐用年数は本当のところいつなのかを教えてください。それから、現状の施設をメンテナンスして使用期間をさらに継続との意見も実はお聞きすることがありますが、本当にそういうふうなことができるのかできないのか。それから、ごみ処理場がスケジュールどおりこのままいかなかったとしたら、市民生活にとってどのような影響を及ぼすのか。この辺をお尋ねを申し上げたいと思います。1回目の質問です。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） まず、広域化に至った経緯であります。

実は、広域化計画につきましてはダイオキシン問題が発端となっております。議員もご存じのような所沢の問題でありますとか、さまざまな地域でダイオキシンが大問題となりました。そのダイオキシンの発生源として、ごみの焼却場というものが上がってきている。ここを何とかしなければいけないということでございました。当面とられたのは、現に発生しているダイオキシンが外へ出ていかないように、外に出ていく前にそれを捕まえてしまおうというこういった対策がとられました。例えば、現在の豊岡も当時は1市5町の北但でやっておりましたけれども、そのような対策がとられました。全国各地でそれがとられたと。

しかし、発生したものを外に出ないように捕まえるということはもちろんこれは最低限大切なことなんです、そもそも発生自体を抑え込んでしまうということがもっと根本的な解決につながる。そういったことで、24時間連続運転というものはそれにとって有効だということに着目されて、広域化ということが打ち出されたわけでありまして、国の施策としてです。

このダイオキシン対策となぜ広域化が絡むのかといいますと、24時間運転をいたしますと、例えば豊岡の例でいきますと3カ月間ぐらい24時間ぶっ通しで運転して、現に今もそれで少し休んで点検をしてまた立ち上げる、こういうことであります。ところが、ダイオキシンは大体300度前後のところまで物が燃えるときに発生しやすい物質でありますので、スイッチを入れて常温から高温に行くまでのその間に300度帯を通過いたします。今度はスイッチを切って850度ぐらいの運転の高温から常温に下がるまでの間に発生をする。ですから毎日スイッチを入れて切っておりますと、毎日立ち上がり立ち下がりときにダイオキシンが発生をする。これを抑えようとしますと、もう24時間850度なら850度でだあっと運転してる方がいい。ところが、小さな施設ですと24時間燃やすだけの量がないということでありますので、そういったものを幾つか集めてやりますと、24時間運転をしたとしても十分それが施設として成り立つ。こういうことがわかりましたので、広域化ということが打ち出されたということでございます。

こういった国の動きを受けまして、平成10年に但馬ブロック一般廃棄物処理施設整備計画というものが策定をされました。これで1市10町による北但の広域化計画というものがスタートいたしました。また、平成11年に兵庫県が広域化計画を策定しまして、その後、北但地域の各構成市町長と

議会議長をメンバーとする推進協議会が設置をされまして、さまざまな議論を経て合併前の平成16年に北但1市10町すべての議会の議決を経て、今回の広域化が決められたわけであります。

市町長と議長の任意の協議会の中で一緒にやろうということを決めて、事業主体としては北但行政事務組合がよかろうということを決めて、そしてそれぞれの市町において市町長からこの新しい次のごみ処理施設を1市10町で一緒につくろうということが決定をされて、そして北但行政事務組合を構成する、そのことが正式に決定をされて今日に至っている。

合併がございましたので現在は1市2町の構成になっておりますけれども、繰り返しになりますけれども、すべての市町のトップのみならず議会の議決を経て今日に至っているということがございます。

この経費の負担のメリット、デメリットでありますけれども、総合的には20年間のトータルで実質負担が38億円得をするというのが私たちの試算であります。3つばらばらでつくるよりも、建設費は安くなります。逆に、3つばらばらでつくるよりも収集運搬費の合計額は高くなります。ところが、3つ目にこの運営費はばらばらでやるよりも一つにしたときの方が単価がぐっと下がりますので、それを差し引きいたしますと20年間の合計で38億円得である。これは事業費ベースではもっと大きな金額なんです、国の交付金とかあるいは交付税の措置分等除いて、むき出しで1市2町の住民が負担すべき金額が38億円減る、こういったことであります。したがって、その経済的観点から見たときのデメリットということについては、特にないものというふうに考えているところです。

それから、これがスケジュールどおりいかなかったときにどうなのかということではありますが、私たちには実は門限が2つあるということをこれまで説明してまいりました。一つは、現在3つある処理施設が平成25年ごろには耐用年数を迎えるということがこれまでの調査でわかっておりますので、これが一つのリミットであります。ただ、これは25年後になったら急に爆発するとか動かなくなってしまうということではなくって、いろんなやりくりをすれば何とかいけるかもしれないという意味で幅のあるものであります。

もう一つのリミットが、平成27年度です。この27年度を過ぎますと合併特例債が使えなくなります。したがって、その後を過ぎますと通常のこの廃棄物処理施設のための起債になりますので、交付税措置が大幅に下がります。仮に100億円の施設整備ということを前提にした場合に、15億円程度町民の負担が実質部分でふえてしまうということになります。さっき、期限内にやれば、しかも1市2町でやれば38億得だということになりましたけれども、それが吹き飛ぶだけではなくて、さらに15億円負担増になってしまう。こういうことになりますので、まず財政的に非常に大きな負担を強いられることになります。その財政負担はこれはやめるわけにまいりませんので、結果として教育なのか福祉なのかわかりませんが、他の分野をわざわざ削って多額のお金をごみに投入するという極めて不合理な状況に陥ってしまう、これがまず1点です。

それから2点目は、このスケジュールが仮に後ろへずれてしまって、かつ今の施設にふぐあいが生じたときにごみは行き場を失って路頭に迷ってしまう。ナポリでごみが処理されずに、ナポリの

皆さんがもう大変な悪臭だとか悪い衛生環境に苦しんでいるということが報じられておりましたけれども、同様のことが起こり得る可能性があるということではないかと思えます。

その他につきましては、担当から答弁をさせていただきます。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） それでは、施設の必要性あるいは安全、そういった質問をいただきました。

必要性につきましてはですけども、大きく分けて次の3つメリットがあると思います。

まず、先に今管理者が申しあげましたですけども、一つにはトータルコストの縮減ということになると思います。次に、ダイオキシンの発生抑制でございます。1市2町で広域整備して、24時間の連続運転を可能な施設を実現することでダイオキシンの発生量を抑えることになる、このように思っています。さらに、熱回収率の向上でございます。共同処理すると熱量がまとまって得られます。発生する熱エネルギーを回収して発電も可能になるということで、場内の電力利用も見込まれる。こういったことや、熱回収のアップを図れるということになります。また、発電を行えばCO₂の排出を削減できて地球温暖化防止の一助にもなるということでございます。

安全面でございますけども、関係法令で定められた規制値よりもさらに厳しい排ガスの自主基準値を設置いたしています。現施設の基準よりも厳しいものであるということでございます。

また、工場排水につきましてはクローズドということで、外部には放流いたしません。環境データについては、排ガス濃度をリアルタイムで表示するなどして情報公開に努めて安全安心な施設整備を行いたい、このように思っています。

それから、施設整備にあわせまして環境教育を実践する場としてのリサイクルプラザも予定いたします。さらに地域振興計画では、法に求められる配慮を基調として先進的な環境創造の取り組みと振興関連事業を行いたい、このように思っています。

二次的な効果という部分ですけども、施設周辺にはビオトープ整備あるいはまた里山散策整備なども検討いたしておりまして、これらを地域の住民の皆さんとともに考え、環境に配慮した村づくりを行うことも地域振興計画とあわせて二次的な効果があるものと、このように期待いたしております。

法律にも定められておりますけども、みずからの地域から出るごみをみずからの地域で安全安心に処理することは自治体の重大な責務でございます。そのためにも、本事業計画の推進は必要かつ重要なものでございまして、ほかに代案はないもの、このように考えておるところでございます。

それから、今1市2町でございますセンターの耐用年数の関係でございますけども、平成16年度、精密機能検査を行いました。その時点で正常に稼働していることを確認して、一般的に炉の耐用年数が15年から20年ということと言われておりますことを重ね合わせて考慮しますと、3つのセンターとも平成25年には耐用年数を迎える、このようになります。

それから、現在の施設をメンテナンスして使用期間をさらに継続することの意見もあるがということでございます。

現在の3つの施設の耐用年数は、先ほど申しあげました平成25年ごろということでございます。

重要部品の交換等補修をすることによって何年か延ばすことは可能ではございますけども、それは多少の延命策でしかございません。部品をその都度交換する場合には、年々の維持補修費ということで交付金とか起債などの財源も想定できないということから一般財源をもって賄うということになりまして、市民負担が増大するなど費用対効果を勘案した場合には合理的なものではないということでございます。

豊岡市の場合で申し上げますと、今の施設を大規模改修で延命するとした場合、施設の心臓部であります2つの炉の焼却炉を1炉ずつ改修するということになりますけども、1炉ずつ改修するにしても最低でも1炉について6カ月間の稼働停止期間が必要になるということでございます。台風の災害時にも経験したわけですけども、1炉で単独の連続運転というのは4カ月が限度でございます。これを超える運転というのは物理的にも不可能、このように思っております。以上でございます。

議長（岡 満夫） 12番椿野議員。

椿野仁司議員 端的にお答えいただきましてありがとうございます。

ちょっと前後して言いますので、お許しをいただきたいと思います。

今、まずメリット、デメリットの辺からのご説明いただきましたんですが、運搬費が高くなるがトータル的には30億下げることができるんだということでした。お聞きしたいのは、私も実は当初この組合の議員にならせていただいた折にそれぞれいろんな施設、先進的な施設や、それから当然この1市2町の今の施設も視察に行かせていただきました。広域にこのごみを取り扱わなければいけないという理由は、今おさらいをされましたので当然理解はできるわけではありますが、当時やはり私はそのまじそのまじでごみは処理をされるのが一番いいのかなというような思いを実はいたしました。ところが、いろんなトータル面でデメリットよりもメリットがあるんだということではあるんですが、運搬費等が高くなりますが、2町の方の運搬経費が高くなって今後相当財政的にも大変だというふうに思うんですけども、その辺は2町の方はきょうは副管理者、町長がおられますが、他の2町に関しては運搬経費が高くなって広域でやっぱり扱わざるを得ないんだというところで、そういうことで深い認識というか、もうそれでいくんだというふうに徹底というか、そういう気持ちはどうなんでしょうか。本音をちょっとお聞かせいただければありがたいんですが。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） 実は、1市2町の費用負担のルールを決めますときにそれを織り込んで負担を決めております。つまり先ほど20年間で38億円のメリットが出ると申し上げましたけれども、それは1市2町が公平に平等にその利益を享受できるように負担割合を決めております。つまりその収集運搬費がたしか2町分については高くなりますけれども、その高くなった分は例えば建設費の方の割り勘でありますとかランニングコストの割り勘の方で配慮をして、そしてこちらの方を逆に減らして、そしてトータルすると平等に利益が得られるということで配分額は割り勘の率が決まっている、このようにご理解を賜りたいと思います。

議長（岡 満夫） 12番椿野議員。

椿野仁司議員 それでは、デメリットということになるのかどうかわからないんですが、当然運搬収集車が1カ所に集まってくるわけですから、そういうことになりますと当然交通環境等がやっぱりかなりちょっと懸念されるんですが、その点についてはデメリットというふうなことにはならないかと思いますが、その辺については当局の方もいろいろと調査もされているようにお聞きしますので、再度確認の意味でどういうふうな状況になっていくのかなというところ辺をわかれば教えてください。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 交通に関して地元の方でもいろんな不安があるということで、昨年3回交通量調査をいたしました。森本交差点のところで3回行いました。3回のトータルを出しますと、収集車が300台ほどふえると思いますけども、今の交通量からして約15%増になろうと思っています。

ただ、収集車が走ります時間というのはやっぱり通学時間を朝の場合だったら避けるというような状況ですので、実際交通量が多いときちゅうのは勤務時間帯が多いと思います。そういった面ですと、若干その辺は重なりは少ないのかな、このように思っております。以上です。

議長（岡 満夫） 12番椿野議員。

椿野仁司議員 統計もとられてそういったお考えがあるようですが、今回の地域振興計画等の関係もあるかと思いますが、そういう意味ではこういう交通関係の整備、緩和というようなところ辺は道路面でどういうふうにお考えでしたか、ちょっと確認の意味で。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 地域振興計画の中で県道の改修要望も出ております。そういったことについても県当局の方をお願いしてますし、また交差点から今の江野トンネルまで、この辺については渋滞等もあるというようなこともございます。その辺のところで、例えば消雪装置の要望等ございます。そういったことも県の方におつなぎしております。そういったことで、県の方にもそういった要望をさせていただいているという状況でございます。

議長（岡 満夫） 12番椿野議員。

椿野仁司議員 わかりました。

それから、昨年でしたですか一昨年でしたか、特に事業ごみの取り扱いが大変以前から本来ならば厳しくされておったものが、災害の関係でちょっとなかなか対応ができなかったということで一昨年でしたか、事業ごみの分別が大変厳しくなったというか、取り扱いが非常にやりにくくなった。私も城崎でさまざまな団体から出たところから、私のところも含めてですが、大変分別がやりにくいというようなことがある。その大きな理由に、いわゆる今現状の岩井の焼却炉がこのままでいくと耐用年数前に炉がもたなくなる可能性があるというようなことでもございました。その理由は、今のビニール系だとか廃プラ系が混在すると非常に炉が高温になり、炉がちょっと危うくなるんだというようなこともお聞きしたわけでありませう。

これからつくろうとされている施設については、そういう、我々は事業ごみの場合はそういった特定の業者に依頼をして有料でとりに来ていただいているんですが、これからの施設はそういうもの

をも逆に言えば、ごみのいわゆる分別も含めてですが、スムーズに運転されていくのかなということ期待感を持っているんですけども、そういう施設になり得るのでしょうか。私は先進地の施設を見て回りましたときには、かなりそういう面では何も細かく分別しなくても、とにかく燃やせば、燃やせばいいというのは大変言い方悪いんですが、すべて燃えるものと燃えないもののがはっきりしておったわけですが、そういう形で今後の新しい施設はそういうふうになっていくものなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 廃プラにつきましては、持ち込みをお断りしとるのが現状でございます。新しい今回の施設については、減量化とともにその辺は検討していきたい、このように思っています。現在の段階ではまだ決めておりません。以上でございます。

議長（岡 満夫） 12番椿野議員。

椿野仁司議員 いろいろと飛びまして申しわけないんですが、例えばこの今の計画のごみ処理場がスケジュールどおりいかなかった場合ということで、先ほど管理者の方からは財政的に大変厳しくなると。それから市民にもその応分の負担が強いられるというようなこと、それからやればほかの面にも安くなった分が有効に使えますということでありました。もしもそれでもなおかつこのスケジュールどおりいかなかったらというところで再度ご質問したいと思いますが、災害時には当然恐らく他市町も一時的なことで受け入れはしてくれるとは思いますが、間に合わなかった場合やそういうことを想定すると、他市町にはこういう我々のごみを例えば受け入れてくれる施設は想定できるんですか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 他市町ではどうかということでございますけども、一般廃棄物の処理ちゅうのは各自治体の責任である、このように思っています。災害とか緊急の場合は相互応援という形もあると思いますけども、こういった状況の中で他の市町にお願いすること自体はやっぱり責任放棄につながるんじゃないかな、このように思っております。

例えば業者という方法もあると思いますけども、それは近隣ではなくって遠くの業者になろうと思います。それには膨大な費用、あるいはまた膨大な運搬費がかかる、このように思っております。以上です。

議長（岡 満夫） 12番椿野議員。

椿野仁司議員 私も今の特に該当の地域、森本、坊岡の地域の方々からごみ建設に対する反対のいろんな通信、それから思い、それからそういった文書もたしか3回ぐらいいただいております。その中でも、いろいろと我々議員に対しての強いおしかりにも似たような、もっときちんとやってほしいというようなことで、大変私も危惧をいたしております。ただ、全市的に考える、そしてまた1市2町の広域ということを見ると、今の現状、そしてまた今後のことも考えると大変心痛めるものがあるんですが、ただ、どの文書かどの資料だったか忘れちゃったんですが、中には非常に厳しい言葉でお書きになってる分がございました。いわゆる広域ごみ汚泥処理施設の建設は有害物質であ

るといふことで、川が汚染され、農業、漁業、観光産業の影響を初め周辺地域の交通災害、学童や胎児に及ぶ人体被害など、私たちの暮らしや命を脅かすことは明らかであるというようなことが何かに書いてありました。これはどなたがどうだということじゃないんですが、ただ、とすると今ある岩井の処理場、それから香美町、新温泉町にある施設は今そういったことを危惧されてる方々というんですか、その該当の地域の方々に対してその施設は今そういう施設なんですか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 例えば豊岡の清掃センターでも今運転いたしておりますけども、公害はございません。センターの周辺でも土壌調査も実施いたしております。岩井あるいはまた周辺の4キロの範囲内で11カ所で毎年ダイオキシンの調査もいたしております。こういった調査の内容については、地元区あるいはまた区長協議会の方に毎年説明、報告をし、それから意見をお聞きするというところでございます。特段何のご意見もございませんし、公害の問題についても全くない、このように思っております。

今ある清掃センターの関係についても、法で定められた基準値をはるかに超える自主基準値を設けておる。また、その自主基準値よりも実態としてははるかに少ない数値で運転をしておる。こういった状態でございますので、現在の施設についても何の問題もございません。

ただ、そういうことについて、今回こういうふうに書かれているということは大変遺憾に存じております。以上です。

議長（岡 満夫） 12番椿野議員。

椿野仁司議員 わかりました。とすると、安全だ、問題ない。地域の方々にもちゃんとそういったことは理解をさせていただいてるということであれば、先ほど私1回目の質問で申し上げましたように、上手にうまくいって大事に使っていけば使えるということになるんですか。地域の方々はそれでもご理解いただけるんでしょうか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 先ほども申しましたですけども、維持補修することによって延命措置は若干図れると思います。ただ、補修費というのは年々かさみます。耐用年数というのは、例えば炉がとまるということもあろうと思いますけども、耐用年数という場合には要は維持補修費がかさみ過ぎて費用対効果を考えた場合それが有効に働かない、これも耐用年数だろうと思います。そういった面で申し上げますと、もうそれが25年ごろ到来するということございまして、そういったメンテを行ったとしてもやはりその時期が25年ごろ来るということをご理解をお願いしたいと思います。

議長（岡 満夫） 12番椿野議員。

椿野仁司議員 今の現状の地域の岩井、そしてまた2町の地域の方々も、例えば物理的には難しいというんだけど、片方では安全でかつ大事なんだということであれば理解をいただいて続けて使っていただけるようなことは理解が得られるんですかということ。地域の方々の意見はどうなんですかというふうにお聞きしてるんですけども、なければ結構です。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 現在、岩井の関係で最終処分場の問題も区長さんたちとお話しする場合もございます。区長さんも大変その辺は気にされておるところでございますけども、地域にとっては場所が変わるといことはもうはなから思っておいでるわけでございますして、そこで継続してといことは毛頭もうないといことでございます。

議長（岡 満夫） 12番椿野議員。

椿野仁司議員 ありがとうございます。

最後に1つだけ。本定例議会にも監査委員の方から監査の報告が出ております。最後にその文章の中で、我々住民が生活する上でごみが発生すること、発生したごみを適正に処理しなければならないことは必要不可欠であるというふうにお書きでございます。冒頭、私もそのように申し上げました。広域ごみ汚泥処理施設の整備に当たって地域住民にはさまざまな意見があるところであり、今後とも誠意を持って対応され、地域住民の合意形成を得ながら広域ごみ汚泥処理施設建設に向けた取り組みを推進されるように要望すると締めくくっておられました。同感でございます。あえて追加をとするならば、私は豊岡及び香美、新温泉町、両町の市民、町民の多くは日常生活の中で、そして近い将来に直面してこのごみ処理場等の安全かつ適正な施設の早期実現を期待されているだろうと私は思っております。

物づくりはその時代に合った物づくり、施設づくりが今大切なことだろうというふうに思います。どうぞ未来に向かって、胸を張っていいものをつくっていくんだというふうな、広域にいいものを、地域のためにすばらしいものを残せる、そういった最善の努力をされ続けていただきたい。私も議員としてその使命、責任を果たしていかなければならないというふうに実感をいたしました。ありがとうございました。

議長（岡 満夫） 以上で椿野仁司議員に対する答弁は終わりました。

次は、11番木谷敏勝議員。

木谷敏勝議員 私の名字でもある木谷の名がついている清流木谷川のこともあります。また、父が竹野町出身ということもあり知り合いも多く、このことについて改めて質問させていただき、確認しておきたいことがあります。誠実、正確な答弁を期待しています。質問も最後ですので、重複することがあればどの議員に答弁したかと答えていただければ結構です。

それでは、通告に従い質問をいたします。

21年度の事業推進についてお聞かせください。

まず、事業推進と地域振興計画について、どのように進めていく、またどのような成果を期待されているのかお聞きしたいと思います。

また、私のところに郵送で坊岡住民のくらしと命を守る会から、北但行政事務組合の事業推進に対して議会議員は何をしているのか、無責任ということの記載があり、とても憂慮しているところでございます。北但行政事務組合同約第1章総則第2条で、組合は豊岡市、香美町、新温泉町と組織し、第3章では組合は広域ごみ汚泥処理施設の設置及び維持管理並びに広域ごみ汚泥処理に関する事務を共同で処理すると規定されており、先ほど来でもあります旧1市10町でそれぞれの議会で

平成16年、広域での同文議決を行い、現在に至っているところでございます。ですから、北但行政事務組合議会としてもこの趣旨に沿って、またいろんな経過を経て昨年12月2日に北但行政事務組合と森本区、坊岡区の間で基本協定が締結され、ご協力をいただくことが決まっていると理解しております。議会としても、何らかの形で本当にこの基本協定に議会としても応援する。議会は議会としているんな立場で行動しますが、当局と一緒にこの基本協定を議会としても応援するというような行動を起こさなくてはならないんじゃないかなというふうにも感じております。このことについてどうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、ご理解をいただけてない方々からの手紙を読んで私として感想は、当局としての対応がまだまだ不十分ではないかと考えますが、いかがでしょうか。先ほど来からございました1月26日の集会、28日の新聞を読みまして、2紙に広域ごみ汚泥処理を考える竹野住民集会の記事が掲載されていて、ある報道では、言いたいことが言えない、妨害だと退席を求められ退席したとあります。この状況をもう少しお知らせいただきたいな、そんなふうに思います。

また、建設費についてでございますけども、今、手続に不備があるわけではなく、北但行政事務組合の事業として進めてもらわなきゃならないと考えているわけですが、事業を推進するというよりはそうではない行動の方が報道されていて、私が当該地区ではなく自治会の役員をしてるんですけども、こういうことが決まると着々と進めてほしいという気持ちも私なら持つんですけども、そうではない方の行動の方が報道されているのですけども、事業というのは着実に進めていかなければならないと考えるんですけど、この建設費について着々と進んでいるのかどうか、そのことについての確認をさせていただきたいと思います。1回目の質問とさせていただきます。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） 対地元のことも含めて、この北但のごみ汚泥処理施設の整備を議会も当局も一緒に進めていくべきではないかといったご質問については、全くそのとおりだろうというふうに思います。

先ほど椿野議員のご質問にもお答えしたところでありますが、1市10町のすべての議会も賛成をされた上で、そしてこの北但行政事務組合を事業を進める主体と決めてここに集まっているわけがあります。したがって、もちろん個々の議員にはいろんな意見がおりになってそれはしかるべきだと思いますけれども、この場合はそもそもこの事業を進めるべきかどうかということを議論する場ではありません。もう既にそれは正式に決着済みのことでありまして、それを具体的に進めるに当たってそのよしあしでありますとか妥当性等について議論をし、よりよい進め方を探っていく。これが基本だろうというふうに思います。

もちろんだからといって反対の意見を言われることを別に私、批判といいましょうか、してはならないと言うつもりはございませんけれども、しかし議会総体としての、議会としての結論はもう既に出ている。このことはぜひご理解を賜りたいと思います。

ただ、実際の事業を進めておりますのは当局側でございますので、実際住民の方々と面と向かっ

たときにさまざまなご質問に責任を持って答えられる立場というのはどうしても当局側になります。もちろん議会の側の皆さんもいろいろと勉強いただいているわけでありませうけれども、細々したところまで実際事業を進める当局側と同じようなことでご理解をいただいたりだとかいうことではない面も多々あると思いますので、その意味ではどうしても前面に当局側が出る。ただ、基本的な姿勢は先ほど申し上げたとおりでございますので、議会のお立場でもぜひ対住民との関係でありますとかその他もろもろの場面でもご支援をいただければなと、このように考えております。

また、森本・坊岡区でのその反対運動の状況を見られたときに、当局としての対応は不十分ではないかというご指摘もいただきました。これは結果としてそのようになっておりますので、私たちといたしましてはさらに反対派の皆さんとの話し合いもしっかりとやっていきたいと思っております。

ただ、けさほど来申し上げておりますとおりそもそも来るなど。それから、だれか職員があつた辺を少し歩きますと、たちどころに私あての抗議文がファクスで送られてくる。こういった状況でございます。とてもそのやりとりをしようという雰囲気になっていただけないというのが現状でございます。これは私自身も大変憂慮いたしております。できる限り多くの方々に間を取り持つていただきながら、お互いにその意見をきっちりと言ひ合う。その上で何が問題なのか、解決の方法はないのかどうか、そういったことについて探していきたいというふうにご考えているところでございます。

特に私自身が非常に不可解に思いますのは、3つの施設を一体化することに反対されてる方もあるわけでありませうけれども、その方々はそもそもごみ処理施設をつくること自体に反対はされてないように思います。そうしますと、3つの施設をそれぞれの地域でつくるということを主張しておられる。ところが他方で、このごみ処理施設は何か有害物質工場であるとかがん工場だというようなことを言われてる方々が現にあるわけでありませう、この2つを合わせるとどうということになるかということ、その極めて有害なと言われてるものをもっとそれぞれのまちの住民に近いところでやれということをおっしゃっておられる。しかもダイオキシン対策に関して言うと、1市2町でつくった方がはるかに対策は進むのに、もっとそうでない方でいいとおっしゃっておられる。これは極めて私としては不可解なところでございませう、もし本当に安全だと思ひであるのであれば、ぜひその反対派の方々に対しても施設の安全性についてご説明等いただひ、少なくともお互いに聞く耳持たんとすることで反発するのではなくて、少なくともお互いの言い分を聞くということについてご尽力を賜ればなと、このように感想として持っているところでございませう。私からは以上です。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 21年度の事業について質問をいただきました。

まず、組合の事業の関係ですけれども、新年度はより一層の事業推進を図るとということで、事務局体制を3名増員して用地取得、あるいはまた各種の調査設計等に着手する予定でございます。

まず用地につきましては、施設建設予定地の一部ということで5ヘクタール分の用地買収費、補

償費、予算的には3,000万円でございますけども、計上しておるところでございます。また、調査設計業務につきましては、昨年契約した生活環境影響調査業務に加えて敷地造成の実設計、それから進入路の路線測量や詳細設計、それから施設の基本設計、地質調査など予算で言いますと1億4,716万円を計上いたしているところでございます。

それから、地域振興の関係でございますけども、昨年12月2日に森本区並びに坊岡区と本組合の三者で締結された基本協定の締結をもって、同協定第4条に掲げる関係機関と連携を図りつつ誠意を持って事業化し、環境創造のモデル地域を形成するといったしております。森本区並びに坊岡区の方々の本事業に対する深いご理解とご寛容な判断に報いるためにも、計画掲載事業を早期に実現して地域振興を図ることが必要だというふうに考えています。

21年度の事業といたしましては、地域振興計画の検討段階から両区から有害鳥獣対策について強い要請をいただいております。こういったことから、県事業であります里山防災林整備事業の採択を強く要請いたしております。

また、地域コミュニティの場を整備するための地区集会施設の改良、あるいはまた集会施設内の備品充実助成、それから快適な住環境整備に資する市道関連事業、安全安心の地域づくりに資する防犯灯の整備や治山事業など、計14事業の実施を豊岡市の方に依頼いたしております。

それから、1月26日の関係でも質問いただきました。その辺の経緯につきましては、さきの議員に答弁申し上げたとおりでございます。

同集会については、施設整備に反対する方や、それから疑問を持たれる方も出席されていたというふうに思います。逆に、施設整備にご理解をいただいた方も多様な意見を聞くために出席されていたものと、このように考えています。

しかしながら、主催者によればそのものを反対者の集会と発言されていたり、あるいはまた当日配付されました集会アピールの中にも、交通災害、人体被害など現在の周辺周辺の方々が目にすれば不快感を覚え、理解しがたいような事項も記載されておったということでございます。以上でございます。

議長（岡 満夫） 11番木谷議員。

木谷敏勝議員 さきの椿野議員の有害物質で竹野川が汚染されというのは、多分これ16日の資料をいただきました集会アピールというところに書いてあるんですけども、私は一番気になるのは学童や胎児の人体被害など私たちの暮らしや命を脅かすことが明らかですと断定されていて、それでの判断で進められておるといのは非常に怖いことだなと思います。ですから当局の説明が足りないんじゃないのかなというのは、先ほどからそういう施設をより安全に近い方に持っていき、そういう施設をつくる。それから、当初からモデル地区になるように頑張る。そういうことがまだまだご理解をされてなくて、こういうことばかりが先走っているのが非常に怖く、その中でこのこんな施設だったら反対だというんだったら、正確な情報が伝わってない中での住民の方の判断ということになる。これが一番怖いなというふうに思っております。もっともっと正確な情報を住民の方々に伝えて、

理解を得るようにしなくちゃいけないんじゃないかと考えますけども、どうでしょうか。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） ただ、少なくとも森本・坊岡のそれぞれの地域で賛成多数によって受け入れが決まったということは、少なくともその方々に関して言えばよくご理解をいただいているということだろうというふうに思います。

反対派の方々の確かに書かれてるペーパーを見ますと、この施設の安全性についての大変な誤解に基づいておられるというのが私たちの考え方です。単に私たちの情報が伝わってないだけではなくて、余りに間違いだらけの情報が反対の側のその論拠として伝わっている。この両方がございまして、十分なご理解がいただけてないというのが現在の状況ではないか、このように考えているところです。

先ほど来安全性の話をしてありますが、例えば関東地域にあります武蔵野市という市は面積がわずかに10平方キロでありまして、ごみ処理施設は市役所のどん前にあります。だからといって武蔵野市の方々が病気になったり、あるいはがんによる死亡率がほかの地域より高いということはございません。一部、文科系の方でジャーナリストといわれる方が随分間違った情報を出しておられますので、一度そういったものが心の中に入ってしまうとなかなかそのところを覆して目を向けていただけるのが難しいというのは実態としてあるかと思えます。ただ、私たちは何もけんかをしたりしたいわけではございませんので、それと施設が首尾よくできた後もその地域の方々とはずっとおつき合いをしていくことになりますので、理解をいただく姿勢についてはこれから一貫して持ち続けてまいりたい、このように考えているところです。

議長（岡 満夫） 11番木谷議員。

木谷敏勝議員 十分なことを聞かせていただきました。もう全国至るところで焼却施設がございまして。

そういう事例をきちっと説明をしてあげて、しっかりと事業を進めていっていただきたいと思えます。終わります。

議長（岡 満夫） 以上で木谷敏勝議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これをもちまして発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。

暫時休憩いたします。再開は2時20分。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時20分

議長（岡 満夫） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

第1号議案兵庫県職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(岡 満夫) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岡 満夫) ご異議なしと認めます。よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

次は、第2号議案北但行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(岡 満夫) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(岡 満夫) 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岡 満夫) ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

次は、第3号議案平成20年度北但行政事務組合一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました4番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 改めて業務委託料の減額補正及び繰越明許についての具体的な理由と経過についてご説明を願いたいと思います。

さらに、さきの議員の一般質問にも若干ございましたが、D B O事業者選定業務委託料の債務負担の廃止について、具体的な経過と理由をご説明願います。

それから、生活環境影響調査業務委託料の債務負担の変更について、変更の具体的な理由と経過についてご説明を願いたいと思います。

議長(岡 満夫) 答弁願います。

事務局長。

事務局長(境 敏治) 業務委託料の減額でございます。これにつきましては、先ほども申し上げたわけですが、一つには生活環境影響調査の入札減によるものでございます。それから、もう一つにはD B O事業者の選定アドバイザー業務を先送りすることの減額、こういったことの補正でございます。

なぜかといいますと、それも先ほど申し上げたんですけども、12月23日に第3次の立木トラストが実施されたということで、そういった関係もございまして今の時点で用地の取得時期が明確にできないということで、D B Oについては現年度予算並びに債務負担について減額、あるいはまた債務負担の廃止をさせていただいたということでございます。

それから、繰り越しの関係でございますけども、今これも申し上げたんですけども、立木トラストの実施状況の把握だとか、それから立ち入りが禁止されている土地の調査など、こういった地元調整、あるいはまた年明けからの降雪の影響で予定していた現地への立ち入りがおくれたということで、そういったことで繰り越しをさせていただいたところでございます。以上です。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 DBO廃止ということなんですが、これは新年度予算との関連もありますから後ほど重ねてご説明をお願いせんらんとと思いますが、DBOというのは市長が言われるようにデザイン、それからビルド、オペレーション、3つを一体化して一括契約をして長期にわたって契約をするということでありまして。ところが、実際には基本設計も実施設計も別途に発注をしていくということが前提になって新年度予算も計上されるように思うんですね。そうすると、このDBOのアドバイザー業務というのは大半必要でないという状況じゃないかと思うんですね。DBOというのは、PFI、つまり民間に事実上委託をして一切の業務を行わせる。その水準を決めるための要求水準書のようなものをDBOの仕事の前にこの仕事をさせるというのがアドバイザーと言われる聞きなれないことである。残るのは、結局そうするとこのDBO事業者選定業務委託料を廃止する、債務負担も廃止するということでもありますから、この事業目的、アドバイザーと言われるもののその事実上の必要性がないというふうに理解したらいいのではないかと思われるんだけど、その点についてご説明を願いたいと思うんです。

それから、業務委託料の減額及び繰越明許の中には、繰り返し12月23日に立木トラストが組まれたというようなことがあって、用地の買収の見込みが難しいという判断のもとにこういう補正予算が提案されたというふうになっておる。私は、これは先ほどの一般質問の中でも反対してる者は非常にけしからん理由を申し述べてるということを質問される議員からも出され、当局側もあからさまなご答弁である。いわば残念なことに敵対的な発言になっておる。そうすると、もしこれ硬化した場合に、この事態は一層よくない方向へ行く。そうすると当該用地を避けて、例えば平地を5ヘクタールほど確保しなきゃならんというのが山の方に移していくというようなことが起きるんじゃないか。そうすると、山の際に実際は道路を振ったり川を振ったりするようなことが起きるんじゃないかということがありまして、この補正予算は簡単な減額補正のように見えるけれども、非常に重大な中身を含んでおるように思います。こういう懸念についてはどういうふうにお考えをお持ちになっているのか、見直しをお持ちになっているのか。具体的にはこういうものが解除をされて、その用地を確保できるということのために努力をするというのか。それとももうそういうところは避けて、新たな用地の選定を、新たな用地というんかね、初め我々に示された概要図のような地点でないところに用地を振っていくというようなことが検討されて補正予算が計上されているのか。この辺がもう率直に言って今度の補正予算の中心問題じゃないかなと思いますので、その点、明確なご説明をお願いしたいと思います。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 今回のDBOアドバイザー業務を減額あるいはまた債務負担を廃止するこ

とによって、DBOはもう必要ないかということでございますけども、20年度の当初予算のときに要求水準書、こういったもの、施設の基本設計の内容も含む要求水準書を作成する。あるいはまた事業者募集の書類も作成する、事業者選定もする。こういった中で2年間という予算をお認めいただいたということでございます。

要求水準書の中には、民間の事業範囲あるいはまた事業者の募集のやり方、それから技術的な検討、こういったものも当然あるわけでございます。今回、施設の基本計画を発注するわけですけども、今後それにダブらない部分はまたDBOアドバイザリー業務という格好で、その時点で予算をお願いしたい、このように思っておるところでございます。

それから、今の用地の関係で、例えば平地が山に移るんじゃないかということでございます。基本は概略設計の施設配置図をお示ししておりますけども、それが基本になろうと思います。ただ、現在そういった施設の周辺で用地については難しい状況になっておりますので、その辺も含めながら施設の工夫をそれもあわせて考えていきたいな、このように思っています。当然今までの当初の配置でお願いできるならばそれにこしたことはないわけですけども、今の状況も見据える中で配置の工夫も検討していきたい、このように思っています。そういったことで、例えば平地が一部山になる可能性もあろうと思っておりますけども、その辺も含めて検討してまいりたい、このように思っております。

それで減額の関係については、DBOの先送りということでその減額、それから生活環境影響調査の入札減がこの補正予算の減額、主な理由ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 DBOのアドバイザリー業務というものの必要性というのは、これ後ほどもう一度お尋ねをせんなんだろうと思うんだけども、新年度の予算で要求されている事業の中身を資料で見させていただくと、相当細かいとこまで踏み込んだ設計業務を来年度予定しておられるということになると、これはアドバイザリー業務の中に実際はあるんじゃないかなと。そうでないとデザインはもう既にやってしまって、ビルドのところをもう一度入札をする。その入札の形式はともかくも、一体的にやるとすると逆に2つの可能性がある。一つは、今度発注をするこの設計業者がDBOのすべてにわたる。SPCの中に入っていかなきゃならん。つまり特定目的会社全体の中に入っていないと、この設計意思、設計の思想、これを貫くことが難しいということになる。そうではないんだということであつたら、今度はDBOのDはもう切り離すわけだから、あとはBOが残るだけになるということになりますから、このアドバイザリー業務を廃止するという意味は後に送るというのではなくて、この際、DBOというのはもうやめるといふことの意味なのか。これ文章上読むと廃止ですからやめるといふことですけどね、先に送るとは書いてない。先に送るんだつたら債務負担で残すべきだということになると思うので、何か廃止と何の区分けをしておられるのかなということがどうもよくわかりませんので、私は賛否にかかわらずこのことは明瞭にしておかないと予算操作がおかしなことになるんじゃないかなと思ひます。一たん上げて必要だと言われたものが今年度要らないというわけでありまふから、この繰越明許でもなければ債務負担でもないということに

なると、普通は読み取れるのはこれはもうやめたと、D B OのDは少なくともやめた、D B Oはだから1つなくなったというふうに普通は思えるんだけど、そういう理解はなぜできないのか改めてご説明願いたいと思います。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 済みません、詳細については課長が申し上げますけども、まず2カ年の事業を組んでおりました。2カ年の予算でございまして、債務負担の予算があるということでございます。

今、先送りする理由としまして用地の取得時期が明確でないということで先送りするわけですけども、債務負担ということは年度内に契約をしなければならぬということになります。したがって、20年度内に契約ができないということになりますと、20年度の予算も減額し、当然債務負担も廃止をさせていただく、こういった手続になるかと思います。またその時点が来ました段階で、D B Oの予算は予算化をお願いする、こういうことになるかと思います。

詳細については、ちょっと課長の方から申し上げます。

議長（岡 満夫） 施設整備課長。

施設整備課長（谷 敏明） 今、安治川議員のご指摘の部分ですけども、若干誤解の部分がありなのかと思います。

今回、D B Oの対象事業として考えておりますのが、まだ最終的な細かい合意形成は至っておりませんが、プラント施設での建築あるいは土木、機械設備工事、それらを対象といたしております、基本的にはそれまでの進入道路あるいは造成工事等についてD B Oでやるというふうな意思決定はまだなされておられません。やらないというふうに考えています。

今、実施設計とおっしゃいますのは、D B Oの対象外であります敷地造成の実施設計であったりとか進入道路の詳細設計ということでございますので、D B Oの対象外について詳細設計を進めていくということでございますし、本来D B Oでやろうとしている部分についてはアドバイザー業務を入れてご支援をいただくというふうな考え方を持っております。以上でございます。

議長（岡 満夫） 次に、2番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。先ほど一般質問でちょっと生煮えだったのかなと思って、安治川議員の方からさらに話があったわけですけども、もう一つ、要するに20年度は60万円分を執行する。それはもうボーリングの話だというのは先ほどやりとりありました。だからそこはもうとりあえずわかったということで先へ行きたいと思っておりますけれども、それでは21年度に60万円、20年度に使った残りを送る。これいつまでやるつもりなのか。要するに従前のやつは3月末、年度内に終わらせると言っていたのを21年度に送るというわけですから、それはいつまでに終わらせるというつもりなのか、現時点でね、そのところはどうか。

それから、20年度の当初予算ではそのD B Oの中に入っていたはずのものを一部D B Oから外して、21年度の基本設計というふうなことにしたのかなと思っておったんですけども、今の課長の答弁ではそうではないんだという話なんですよね。どうも聞いておって、あっち行きこっち行きし

よるのか、私の頭の中があっち行きこっち行きしよるのかようわからんですけども、どうにも理解できない。どういう手順で何をどうしようとしているのか、そのところを一つは明確にしていたきたい。

もう一つは、環境影響評価の調査の関係ですけれども、20年度はそれではどの時点まで進めるということを現時点では想定というか、やれるという、やるというふうな状況になっておるのか。そのことも聞いておきたいというふうに思います。とりあえず以上2点。

議長（岡 満夫） 管理者。

管理者（中貝宗治） この施設の整備というふうに一言で言う場合に、幾つかの要素があります。まず進入道路をつくること、それから敷地を造成をすること、そしてその上に上物を建てて運営することということであります。このDBOがどこまでを対象にしておるかということ、その上物の設計、建設、運営、ここまででありまして、もともと道路でありますとか敷地造成といったことについてはDBOの対象外であります。これは安治川議員のご質問のお答えにもなるわけでありまして、まずそのことをご理解を賜りたいと思います。

その上で、上物についてももともとそのDBOでやろうとしておりましたのは、基本設計の段階からその後のものをやろうとしておりましたけれども、先ほどの質問でお答えしましたように環境影響調査が実態調査がなされた後評価をするためには、そこにどういう施設ができるのかという基本的なものがなければいけない。つまり例えばどういう排ガスが出てくるのか、どのくらいの量出てくるのかというのは施設の基本的な事柄が決まりませんとできませんので、そこでDBOで一括して委託する、任せるつもりであった部分から施設の基本設計部分だけを切り離してそれを別途やろうとしている、このようにご理解を賜りたいと思います。

その他につきましては、担当から答弁をさせていただきます。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 2つ質問をいただきました。

一つには敷地造成基本設計、これが3月31日の予定がいつまでになるのかということでございます。現在のところ、大体8月いっぱいまでかかるかな、このように想定をいたしているところでございます。

それから、生活環境影響調査で20年度はどこまでの部分かということでございますけれども、実施計画書作成が20年度でございます。実際に3月に現地に入ることとなりますけれども、20年度としては実施計画書作成という段階でございます。以上です。

議長（岡 満夫） 2番山本議員。

山本賢司議員 細かいことを一言っておきます。先ほど安治川議員に対して事務局長がお答えをされた中で、基本計画を発注するという表現があるんですね。基本設計ではなくて基本計画を発注するという答弁をされたんです、言葉として。意味合いは基本設計だろうと思いますけれども、基本計画を発注するという言い方を先ほどされたんですよ。テープ起こしてもらったらわかります。それはそれとして、ちょっとこれは指摘だけです。

そうすると、DBOというのは伸びたり縮んだりすることなんでしょうか。要するに当初予算の段階ではもっとDBOの範囲が広がったけれども、それをぎゅっと、要するに一部分当初計画で思っておったものを外して、アドバイザー業務全部を落とした上でそのアドバイザー業務の中に含まれてたものの一部を取り出して、これはどうしようかな、21年度の話になるのかな、実際には、21年度基本設計をやり、同時に環境影響評価の調査をやり、その1年間かかって実情をとらえた上で基本設計でどういうことになっていくのかというのを負荷をとらえて、それで必要な対応を次に出してくるということなの。ちょっとおれごっつい頭が悪いなと思ってね、整理して。

議長（岡 満夫） 施設整備課長。

施設整備課長（谷 敏明） 先ほど山本議員のご説明をさせていただいた中で、施設整備基本計画と基本設計というお話をさせていただきましたけども、基本計画というのは平成18年度予算において執行させていただいて、施設の基本方針等も決めさせていただいたということでございますし、ここで言う施設整備基本設計というのは今議会に21年度予算としてお願いしている部分です。

したがって、その部分については先ほどからご答弁させていただいているように、DBOアドバイザー業務のうちの一部だけを21年度させていただいて、DBOアドバイザー業務については今後用地の取得時期等考慮して発注をさせていただくというふうなことになるかと思いません。

山本賢司議員 細かいことをさっき言ったのは、私に対する答弁ではなくて安治川議員に対するDBOなりアドバイザー業務なりの話の中で……。

議長（岡 満夫） ちょっと手を挙げて。

2番山本議員。

山本賢司議員 あのね、その基本計画を発注するというふうに言ったって先ほど指摘したのは、事務局長がついさっき安治川議員に答弁をされる中で言われたというふうに申し上げたんですよ。午前中、あるいは午後のスタートのときの私の一般質問に対する答弁の話ではないんですよ。（発言する者あり）うん、議会が終わるまでにね。要するに、基本計画は18年につくられているわけだから発注することはないんですよ。21年度に発注するのは基本設計だというのが予算ですから、事務局長の先ほどの答弁、用語は間違ってますよという指摘をしてるだけなんです、そこんところは。

今のいろんなやりとりの結果というのは、DBOでじゃ向かうアドバイザー業務を実際に予算化し、事業化しようというふうにするのは、現地での用地の確保のめどがついた段階で再度改めて予算化をされるものなりということだということなんですか。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） ご指摘のとおりでございます。用地取得の時期、これをある程度明確にするということで発注条件が変わってきますので、その発注条件を明示するためにもその辺の取得時期を見定めてから発注するということになりますので、そういったことでご理解をお願いしたいと思います。

議長（岡 満夫） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後2時47分

再開 午後2時47分

議長（岡 満夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

4番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 第1点は、用地についての疑問があります。それは、もともとこの森本・坊岡地区の合意を得て仕事を始めるという前提で昨年仕事をされた。ところが、これは合意の法的意義も明確でない。しかも極めて不安定な合意だということであったのですが、今ご答弁がありましたように、私は立木トラストという正確な意味がよくわからないんですけれども、しかしとにかく地権者の方々の相当数が相当面積を当該予定地域にお持ちになっていて、抗議の意思をあらわす行動をしておられるということが明確であって、用地の取得が不安定だと。したがって、本補正予算にその項目が反映している。私は、本補正予算を可とするなら、この住民合意のあり方についてきちんとした反省が必要だと私は思います。

本来、その用地がいいなというふうを選定をされた選定委員会の意思もよくわかりませんが、しかし私も現地を見させていただいて、相当数の面積を確保できる平たんな部分のある谷である。ここならそういうことを言われる可能性があるなど。入り口は狭いけど、そうだなというふうに素直に思いました。これは前に申し上げたところです。

しかし、今回その当該用地と予定していたところが困難であるということを確認しながら、この住民合意をさらに図るということが前提ではなくて、もう難しいところは避けていこうというようなお話のようにお伺いをいたしました。したがって、この業務委託料の減額補正の考え方、これについては私は賛成できないということであります。

それから、もう一つはD B Oに関するところであります。そもそもP F Iでこの事業をしなきゃならんという意義が私はもともとわからなかった。しかし、今回実際に事業を進めるに当たってD B Oの実態はほとんど崩れておる。これは新年度予算の質疑でもう少し明確したいと思いますけれども、したがってこのD B O事業者選定業務委託料の債務負担廃止というのがこの文字どおりのことであるなら、私は構わないと思います。しかし先送りであるということをおっしゃるわけだから、そうするとむだなことをすることになる。Dがほとんど主要な部分もうやってしまうのに、なおD B Oの事業者選定業務委託料を先送りすると、20年度内に契約できなかったから形式上、上げないだけである。こういうふうにおっしゃるんだけど、もともとD B O事業の選定業務のアドバイザー業務を20年度に契約をしたいということをご提案になったのは当局であって、私はこれが締結できなかったということは本来ならこのやり方はもうやめるということをおっしゃるのが当然じゃないかということをおっしゃるんですね。

ですから、私はこの補正予算は甚だ根拠のあいまいなところを含んでおるので、当局の反省を求める意味からも本補正予算には同意できないということを申し上げておきたいと思えます。

議長（岡 満夫） ほかにございませんか。

10番川口匡議員。

川口 匡議員 第3号議案平成20年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第3号）に賛成の立場で討論いたします。

本案は、入札減や一部業務の先送りなどにより大幅な減額となったほか、敷地造成基本設計等業務を翌年度に繰り越すことなどを定めるものでありますが、平成20年4月に候補地決定後、地元説明会や地元の方々などの視察研修なども精力的に実施していただいております。12月には基本協定も締結されたところであり、実質的には事業が本格的にスタートすることとなりました。一部業務の先送りや繰り越しなどについても、地元調整などに不測の時間を要したものであり、やむを得ないものと考えております。よって、本案に賛成するものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（岡 満夫） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） 討論を打ち切ります。

これより第3号議案を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岡 満夫） 起立多数であります。よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

次は、第4号議案平成21年度北但行政事務組合一般会計予算について質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました6番古池信幸議員。

古池信幸議員 6番古池です。新年度予算に関しまして質疑をいたします。

生活環境影響業務委託費につきまして、地区住民の総意、有権者の少なくとも70%以上の方が賛成がなければ着手すべきではないと私は思っておりますが、調査地点の選定経過について資料を要求いたしました。それによりますと、環境省、平成18年9月の指針に基づき、施設の種類及び規模、地域特性を考慮して設定したものであるとして図示されております。調査位置というものはそれぞれ必要な要素を持っているから場所が決定されたと思われまますので、大気質、気象、騒音、振動、悪臭、動物、植物、魚類、底生動物、水質、土壌の調査項目のそれぞれについて、なぜどういう理由で図示された地点になったのかをご説明願いたい。

また、仕様書には交通量調査が入っておりますが、今回の資料には交通量調査が入っていないのはなぜですか、あわせて説明を求めます。

仕様書の中の関係図書の作成の項の記述について、仕様書では周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされた生活環境影響調査書等を作成するとなっております。これは環境影響評価法の第1条の記述で求めていることと異なる意味にとりようによってはとれるものとなっている。すなわ

ち、法律では環境保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の文化的な生活の確保に資することを目的とする。配慮がなされた調査書というのと配慮がなされることを確保する調査書との違いは、私は法で求めている報告書には困難な事項や設置にとって不利となる事項についての記述があることを前提に、その上で配慮がなされることが約束されていると読み取ったわけでありますが、仕様書の書き方では不利な事項などは見えてこないものになるのではないかと思います。そのことは先に結論ありきの報告書になるのではないかとこの疑問を持ち、説明を求めたいと思います。

次に、候補地選定委員会と委員の任期についてお尋ねいたします。

平成20年1月31日、綿貫祥一議長名で議員に配付されました資料によりますと、候補地選定委員会について、委員会の目的は適切な候補地を選定することを目的とします。委員任期については、委嘱した日から検討が終了したとき（3月を予定）までとしますと書かれております。委員の報酬は、1回の委員会出席につき4,400円（交通費、所得税源泉含む）を振り込みます。ただし、3時間を超える場合については7,600円としますと書かれております。そして、15名の委員の名簿も資料に入っております。

選定作業は終了し、平成20年4月23日、森本・坊岡区が選定され、委員長から管理者に報告されました。組合正副管理者会は、正式に候補地として決定したと中貝管理者は竹野町の皆様へという文書で報告をいたしております。委員会と委員の任期は、平成20年4月23日で終了したと判断すべきであります。その後も選定委員会なるものが開かれたと聞きましたが、委員会は開かれたのか、委員報酬は支出されたのかお尋ねいたします。とりあえず第1回目の質問といたします。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

事務局長。

事務局長（境 敏治） 生活環境影響調査の地点の関係は、課長の方から説明申し上げます。

今の生活環境影響調査について、結論ありきではないかということでございます。

広域ごみ汚泥処理施設の整備計画段階におきまして、法定項目ということで5つございます。施設周辺の大気質、それから水質、振動、騒音、悪臭、それからその他ということで動物、植物などの地域特性を考慮した項目の現況調査を行います。施設が建設あるいはまた稼働したときに、周辺環境に対してどういう影響を与えるのか、これを予測あるいはまた評価するものでございます。そして評価の内容によって整備計画の見直しを行って、適切な保全対策を整備計画に反映させていくためのものでございまして、結論ありきということではございません。

それから、選定委員会の関係で質問をいただいております。4月23日で終わったのではないかと、支出はどうなっておるかということでございます。

候補地選定委員会につきましては、平成19年10月1日から施行されています要綱に基づいて設置して、現在まで14回の委員会を開催しておりますところでございます。ご指摘のように、4月23日開催の第11回の委員会におきまして森本区、坊岡区を選定いたしました。その後、5月30日に第12回、それから8月7日に第13回の委員会を開催して、選定経過を取りまとめた報告書の作成も協議いた

だいていますし、それから選定後の対応経過についても協議いたしております。第13回、8月7日ですけれども、委員会の開催時点におきまして候補地の選定地内外ですけれども、委員会の選定経過などに関しまして選定委員会の見解と異なる意見書が掲載されたチラシなどが配布されていることに関しまして、委員会としても説明責任を果たすということで文責責任者に委員会としての話し合いを求めることなどが確認されました。委員会としては2つございまして、一つには単に候補地の評価のみならずフォローアップも委員会の責務であると判断されたこと。それから、行政と切り離して第三者機関として設置された委員会であることから、選定経過などの議事に関する説明責任は委員会に帰属する。こういった2点が確認されたところでございます。

委員会の任期につきましては、要綱の第4条に掲げられておりますとおりに委嘱の日から検討が終了した日までというふうになってはいますが、その運営につきましては要綱第10条の規定に基づき、さきの2点について第2条第4項に掲げるその他必要な事項に関する事、こういった検討途上にあることから現在も委員会は存続しているものと、このように思っています。

しかしながら、現在の要綱ではこれらの運用方法では誤解を招くおそれもあることから、委員会の所掌事項として選定経過などの説明、周知その他必要な事項などを明記すべく、要綱を先般改正しておりますのでご理解をいただきたい、このように思っております。以上でございます。

議長（岡 満夫） 施設整備課長。

施設整備課長（谷 敏明） 生活環境影響調査の調査地点の設定の仕方についてのお尋ねでございますけれども、生活環境影響調査指針に基づきまして、最大着地濃度、出現予想距離を参照して調査地点を決定をさせていただきました。この地点の考え方等につきましては、既に2月12日に坊岡区、2月の13日には森本区でご説明をしております。また、2月15日には南地区区長協議会の方にもこの考え方をご説明してご理解をいただいたところでございます。

なお、土壌、悪臭等について、隣接区における調査を予定しておりますので、今後その関係区につきましては2月末あるいは3月上旬にかけて説明会を開催していくというふうな予定にしております。

それと、あと交通量調査が載っておるけども、提出させていただいた資料に載ってないということでもございました。12月の議員協議会の中での説明の仕様書をお出ししたわけですが、議員の方にお出ししておりました資料に言葉足らずの部分で3地点だけしかございませんでした。交通量調査、森本、坊岡、御又ということで交通量調査を実施するという予定にしておりますので、よろしく申し上げます。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 私が質問いたしましたのは、配慮がなされることを確保する調査書というのが法で定めた環境影響調査のあり方を規定している大事なところであると読み取っておるわけでありまして。それが適正な配慮がなされることというふうになると、あらかじめこういうふうには書けば大丈夫なんだというような計画あるいは施設の建築、そういうふうなものが出て、それに合わせたような影響調査書になる可能性があるかと読めるわけでありまして。法の方では、確保するという目的をその

後に課しておるわけですから、その状況、大変状況が悪いなというふうなことが出てきた場合にはそれをきちっと書きなさい、その上でその確保するための調査書を作成しなさいというようになっておる。そこのところで途中の期日の経過に大きな違いがあるというふうに感じましたので、そのことについては仕様書と法律との関連はどのようにお考えだったのかお尋ねいたします。

それから、選定委員の任期、この問題につきましてであります、大変当局の方は都合のいい改定をされておるなど。議会軽視も甚だしいと私はもう本当にあきれております。というのは、私たちがいただいた綿貫前議長から配られた資料1ですね、これには委員の任期がはっきり書いてあるわけですね。委嘱した日から検討が終了したとき（3月を予定）。検討が終了し、報告書を管理者に上げたわけでしょう。だから3月でこの委員の皆さん方の任務は終了し、委員会もその任務を終了するというふうにここに書いてあるわけです。それは当局が出した資料ですから、私が勝手につくった資料ではないわけです。それをいつの時点か、今はっきり日はおっしゃいませんでしたけれども、その他必要事項に関すること。誤解を招くおそれがあるので、先般要綱を改正したと。こんなことを勝手にされていいんですか、お尋ねします。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 当初は3月31日で候補地の選定が終了するというふうに予定しておったわけですが、ご承知のとおり3月の段階ではできなくて4月にずれ込んだという経過がございます。したがって、新年度にも検討委員会を開催する必要性が生じたということと、それから第三者機関の選定委員さんでいろいろと協議してもらって、やっぱり報告書をきちっとつくろうということで報告書を協議する時間が必要になったということと、それから4月の段階では想定しておりませんでしたこういった選定に関する疑義、こういったものが出てきた。そういったことに対して選定委員会としても大変気にされておって、それについての経緯の説明についてはやっぱり我々が当然せんなんだろう。こういった中で説明責任を果たしたい。こういうようなことから、検討委員会で協議することになったということでございます。以上です。

議長（岡 満夫） 施設整備課長。

施設整備課長（谷 敏明） 生活環境影響調査の目的の部分でご指摘があったと思います。当然、生活環境調査の目的としてその調査、予測評価においてその地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かい対策を検討した上で施設の計画づくりをしなさいというふうなことでございますので、当然その趣旨にのっとり計画づくりを進めていきたいというふうに考えております。

議長（岡 満夫） 6番古池議員。

古池信幸議員 環境影響調査につきましては、先ほど来申し上げておりますように地域住民のやっぱり圧倒的多数がやむを得ないというような賛同の気持ちを示す、そういう段階があるまでは着工すべきでない。これは改めて確認しておきたいと思います。

それと、フォローアップともう一つはその説明責任、これらについては私たちが受け取っております資料には一切書いてないわけです。ですから報告するまでが選定委員会の仕事であり、それが任務だということで、その選定委員会の性格をこちらはそういうものだと思っておるのに、いつの

間にか性格を変えるというのは議会軽視ではないかと言っておるわけではありますが、その2点につきまして改めてご答弁を求めたい。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 先ほども申し上げましたですけども、当初の段階ではこういった状態になるということを想定していなかったということでしたので、そういった内容が明記されておりませんでした。今回はそういった状況の中でやはりその辺も説明責任ということで、あえて要綱を改正して対応したいということで選定委員会の協議の中で決まったということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（岡 満夫） 次は、4番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 21年度予算の中心項目であります歳出で、人件費について具体的な職務、所掌事務の内容についてご説明願いたいと思います。

それから、需用費については報償費、費用弁償について具体的にご説明願いたいと思います。

それから、業務委託料で生活環境影響調査、敷地造成等設計業務、測量・地質調査等の業務について具体的な説明をお願いしたいと思います。

また、土地購入費と補償金については、対象地域であるとか面積であるとか、あるいはまた補償金については何に対してどの程度の補償を行おうとしているのか、これについてご説明を願いたいと思います。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） まず人件費ですけども、現在の事務局体制は1課2係で8名の職員体制でございます。21年度については組織の機構は同様なんですけども、用地取得を初めとする事務事業の増大に対応する職員を3名増員して11名体制で事業推進を図りたい、このようなことで思っております。

それから、事業費の関係で報償費とかそういった中身の問題ですけども報償費の141万6,000円、これを計上させていただいてますけども、これについては森本・坊岡区の検討委員会の設置謝礼18万円ございます。あとは説明会や学習会の講師謝礼、あるいはまた先ほど申し上げました今後も事業推進のフォローアップをいただく選定委員会の開催費用などを計上いたしておるところでございます。

それから、旅費の114万1,000円でございますけども、説明会、学習会の講師や選定委員会などの費用弁償、それから視察や関係機関協議等に係ります普通旅費でございます。

それから、委託料でございますけども、昨年12月に発注しました生活環境影響調査の21年度分3,716万2,000円を債務負担分と計上いたしています。

それから、敷地造成等設計業務の8,500万円でございますけども、敷地造成に係ります実施設計や進入道路の詳細設計、それから土地鑑定、補償費の積算業務、こういった経費でございます。

それから、測量、地質調査等の業務2,500万円でございますけども、路線測量あるいはまた地質調査、水源・水質調査などの経費でございます。

それから、公有財産購入費で2,500万円計上させていただいています。施設の建設予定地の一部用地買収分ということで、約5ヘクタール分を見込んでおります。

それから、補償補てん及び賠償金の500万円ですけども、用地買収に伴いまして立木の補償ということで500万円を見込んでおるところでございます。以上でございます。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 特に基本設計の業務とされている8,500万円の問題なんですが、これは繰り越しをした20年度の補正予算との関係はこれとはどういう関係に立つか。資料として、敷地造成等基本設計工程表というのが図示で、グラフにさせていただいております。これが昨年度契約をした、しかも繰り越しをしたものであるとするなら、敷地造成基本設計業務は12月19日から平成21年8月31日までの期間を工期としておる、こうなっておりますね。そうすると2つ問題がありまして、これは昨年度の契約の工程表を示したもののなのかそうでないのかという問題と、それからもう一つは契約そのものは平成21年3月31日が工期であるという契約をしておったんですが、変更契約しているのかどうか。このことですね。変更契約をしたとしたらどういうことになっておるのかということです。

それから、この敷地造成基本設計業務等というのは昨年度の契約と同じ名前の呼び方になっておるので紛らわしいから、新事業なのか、それを含んでおるのか。含んでおるとすれば契約内容は大幅変更になっていることになりまして、どういうことになるのかであります。これは予算のときにも既にそうなっているのか、予算通過後改めて契約をするつもりで工程表というものをつかったのか。この辺、説明を願いたいと思います。

さらに、この敷地造成基本設計業務は今事務局長がご説明になりましたように5つありますね。1つは敷地造成の実設計業務、それから2つ目に進入道路等詳細設計業務、3つ目に土地鑑定補償費積算業務、4番目に都市計画図書作成業務、5番目に施設設計基本設計業務。これを一括発注をするということなのか、それともそれぞれについて設計業務を、あるいは鑑定業務を発注するつもりなのか。資料をお願いしましたところ、個々の業務の概算費は今後の入札業務を考慮して発表できないと。こういうことですから、個々に入札をするのかなと思っておるんですが、それぞれお答え願いたいと思います。

さらに、もう一つの問題点はD B Oとの関係です。先ほど一部設計業務はやっぱりしないと。生活環境影響調査の実施にも差しさわりがあるので、一部先にやるということをおっしゃったけれども、私に対して管理者は河川や道路は入ってませんでということをおっしゃった。ところが、敷地造成実施設計業務の中の主な事業内容の説明には、構造物の詳細設計図、設計計算書、数量計算書などが入っております。また、施設基本設計業務の中には土木基本設計、建築基本設計、機械設備基本設計も入っております。そうすると、D B OのDに当たるところは大幅に踏み込むこととなります。しかもその基幹部分だな、D B Oのデザインね。ですから、そういう点ではこの予算はそういうものとして理解していいのかなと思っております。

次に、測量・地質調査等業務の中では、これは4つ項目を上げられておって、路線測量業務、地質調査業務、水源・水質調査業務、埋蔵文化財調査業務というのが上がっております。この中には、

例えば中心線測量、縦横の横断測量、それから用地幅のくいを設置する測量などが上がっています。地質調査業務の中に機械ボーリング箇所は8カ所である。土質試験一式と弾性波の探査が一式。水源・水質調査業務は水源・水質調査業務一式が上がっています。そうすると、昨年末にこの発注をし契約をした基本設計業務というのは、事実上ここをやることになるんですね。基本設計業務をわざわざ先送りしなくたって、これでよかったのではないかというふうに思うんだけどね。というのは、この発注時期にもよりますけれども、これは非常にそういう点でわかりにくい予算だなと思います。

それから、もう一つは、先ほどの補正予算のところでもちょっとお尋ねをしましたが、用地の合意が難しいというめどが立っているんで、用地を振ることもある。当初、我々に説明をされた図面からちょっと振ることもあるということをご答弁なさいましたが、そうするとこの進入道路等、土地鑑定等、敷地造成等は当然それに関連するわけでありまして、予算提案の上においてはただいまの予定地域の概要についてはご説明をなさる必要があるんじゃないかと。

図示をしていただけませんかということをお願いしたところ、どう見たらいいのかな、今まで示された図面から見ると随分山の方に楕円の幅が寄っておるといふふうに見えるし、今までのところも全部入ってるのかなとも見えるし、何だかわかったようなわからないような図面が示されております。これは本来私がお願いをしたそのお願いの仕方が悪かったと思うんだけどね、今まで図示をされた範囲をさらに超えたところは色分けしてくださいとかいふふうにお願ひしたらいふふうにお示しになったんかもしれませんが、その辺、今からでもご説明いただけるものならご説明をお願いをしたいと思います。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） ちょっとたくさん質問いただいたわけですけども、まず昨年発注しました敷地造成基本設計でございますけども、これについては8月末という予定をしておりますけども、変更契約がどうなっておるかということでございます。

当然今回予算を繰越明許で上げさせていただいておりますんで、議決後そういった対応をしたいということで、現時点での変更契約はございません。

それでその昨年発注したものと21年度との関係ですけども、昨年は敷地造成の基本設計を発注しました。それを受けて、今度は敷地造成の実施設計を発注したり、21年度ですけども、それから進入道路の詳細設計を発注したり、それから進入道路の路線測量を発注したりということでございます。したがって、現在発注してあるものに引き続いて21年度は対応するという考え方でございます。

これらについては、要は一括発注するんか。例えば8,500万のくくりで発注するんか2,500万のくくりで発注するんかということでございますけども、基本的にはその部分部分でご指摘のとおりにさせてもらいたい、このように思っています。予算ですので、余り細かく書きますと入札に支障が出るというようなことございまして、大ぐくりでさせていただいておりますけども、基本的には各項目ごとに対応したい、このように思っておりますのでございます。

それから、用地の関係でも質問いただきました。先ほども申し上げたんですけども、基本的には今までから出させていただいています施設の概略の配置図、これが基本になろうと思います。ただ、今まで申し上げたのは、今の現状を見る中でその辺の工夫も含めて検討したいということでございますので、全く大幅な移動という、そういう前提では言っておりません。そういった工夫も考えて、配置を一遍検討したいなということでございます。

山の方までたくさんあるしということですけども、楕円でかいておりますけども、今回の敷地造成に取り組み際さわる必要がある部分、そういうふうな解釈、あるいはまたのり面に当たりますんで途中からちゅうのがなかなか難しいと思います。そういった意味で、楕円形である程度範囲を広げて表示させていただいておりますので、その点ご理解をいただきたいなと、このように思っております。以上です。

議長（岡 満夫） 施設整備課長。

施設整備課長（谷 敏明） DBOの部分で、今回もう既にDの部分、デザインの部分がもう終わってるから、そのDBO自体必要ないんじゃないかというご指摘ですけども、DBOのアドバイザー業務の中には当然今回21年度の予算でお願いをしております基本設計の部分の検討部分も含まれておりますけども、そのほかに事業範囲の検討でありますとか実施方針の策定、あるいは特定事業選定の資料の作成、事業者募集書類の作成、事業者募集選定の支援あるいは庁舎内に設けます検討委員会等の運営の支援、あるいは契約の交渉支援というふうな業務も含まれてございますので、決してデザインの部分がこれをもって足りるということではございませんので、よろしく願いしたいと思います。

議長（岡 満夫） 4番安治川議員。

安治川敏明議員 しまいの方からちょっと聞きたい。DBOとの関係ですけどね、そのDBOの一番大事なところはデザイン、ビルド、オペレーションが一体化して、その設計は管理運営に至るまでの思想を入れた最も効率的でかつ安全で、営業上も採算性がよろしいということを考えてやるところに妙味がある。したがって、期間も20年という長期にわたって契約するんだというふうに今まで聞いてきた。ところが、今のご説明ではDBOでなければ事業範囲に関する検討もややこしい資料をそろえることも、それから何か申請に当たってややこしい支援業務が必要であることもないわけでありまして。これは今まで市でも町でも公共事業を行うとき、あるいは今までやってきた仕事のやり方を効率的に、かつ効果的にやればよいということでありまして、わざわざアドバイザーを雇ってまで、しかも20年一括発注だというようなことをするメリットは事実上ないではないかと私は思うんだけど、なおなぜそういうところにこだわっておるのか私にはよくわからないんで、さらにご説明を願いたいと思います。

それから、もう一つはその新年度予算に計上されておりますこの敷地造成基本設計業務というふうにくらわれておる8,500万円の中身は詳細設計、実施設計であるということなんですか。そしたら、今先に送ったこの本年度に契約をしたその基本設計ができてから、それを検討してこの詳細設計なり実施設計なりに移る、あるいは用地鑑定に移る。これが普通の考え方でありまして。基本設計が8

月31日にできると、その検討をまだしないうちに詳細設計に移ることにするというようなことになりましてちょっと妙な予算だなと思うわけではありますが、それはもうDBOのDであるから、もう中外テクノスなりエイトコンサルタントなりそういうところがずっとやってしまうという式のことになっておるのかなと思うわけではありますが、それはいかがですか。そんなことは決めておりませんとおっしゃるのか。これではどうもそこを入れないとSPCが成り立たないようになるんじゃないかなと思うだけだね。何か入り口は小さくて、この関与していく期間は長くて、しかももうずっと随契で仕事ができるみたいな契約に見えるんですけども、それはそうではないのかあるのかお答えを願いたいと思います。

それから、事務局長はなかなか表現がうまくて、用地を振ったことを工夫を含めてとおっしゃったんでありますが、この工夫を含めたご説明はどうでしょうか、地権者の皆さんとか、それからその関係地区住民の皆さんにもご了承を得て、今度はご心配になっておられるようなことはないということがあるのか。そうでないと、またこの図面をめぐっているんなことになってしまうようではこの予算は極めて不安定ということになりますから、その点改めてご説明願いたいと思うし、この本会議ではほとんどこれは説明をなさっておられない。質問をして、資料を請求してようやくわかったかわからないという資料が出てきておるということでもありますから、どこを工夫されたのか、工夫しようと思っているのか。こういうことにつきましてはきちんとして説明になって、いわば住民合意のかなめの問題でありますからしっかりやってもらいたいと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 工夫の分ですけども、これについては概略の配置図でお示したとおりです。

ただ、大変わりするんじゃないかって、例えば向きを振るとかその辺の話でして、場所を変えてしまおう、そういったことではございません。したがって、そういった工夫を含めて検討させてもらいたい、このようなことでございます。

内訳の予算の関係で大変同じような言葉が出てややこしいんですけども、新年度の予算の中で敷地造成等設計業務で8,500万円、このようにいたしております。その内訳として、敷地造成の実設計がある。また、進入道路の詳細設計があるということでございます。

今発注しとる基本設計とはどうなのかということですけども、それについては繰り越しをさせていただくわけですけども、そういった検討経過を踏まえた中での今の実設計であったり詳細設計である、このように思っています。全部が終わらなくては書かれないというものではなくて、途中からでも書かれるものもありますので、その辺は並行してやっていきたい、このように思っております。

議長（岡 満夫） 施設整備課長。

施設整備課長（谷 敏明） DBOの事業方式の関係でございますけども、そのことにつきましては平成17年の6月6日の日に第32回の議会の議員協議会におきましてPFIの可能性調査の結果についてご報告をさせていただきました。それを受けまして検討を加えて、平成17年の11月29日に開催

されました北但行政事務組合の構成市町長会で事業方式をDBOというふうなことで決定をさせていただきまして、12月27日の第34回北但行政事務組合議会議員協議会においてその決定についてご報告、ご理解をいただいたところでございますので、よろしくお願いします。

議長（岡 満夫） 次は、2番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。6番古池議員とも少し重なるのかなと思ったりする部分がありますけれども、21年度も選定委員会が動くということで、先ほど古池議員に対するお答えの中で要綱を変更したということが言われました。要綱を変更されてるんだったら、変更した要綱をまず示していただかないと話が始まらないというふうの一つは思っております。議長、改定をした要綱を出させてください。

その上で、事実経過と異なるようなピラが出されたり、あるいは選定委員会としても選定に関する疑義も出されて、説明責任を果たしたいというふうな重大な決意をされて再開をしようということのようなので、選定委員会に対してどの点に関してどんな疑義が出されておるのか、それでどう説明責任を果たそうとしているのか。選定委員会の事務局としてはその辺は既につかんでおられるというふうに思いますので、一つはその点をお示しをいただきたい。

質疑通告の中では、地元ヒアリング、昨年2月だったでしょうか、ヒアリングが行われているということがあるんですけども、そのものが非公開という中で行われておるということで、だれがということまでは問わんから、どういうやりとりがあったのか示してほしいという資料要求もしたんですけども、要綱で非公開ということをやったものについては公表できないということで資料をお示しをいただけておりません。そこで、選定委員会の事務局に今の点はこの議場で明確にしておいていただきたいということが1点。

それと、いま一つは、実際に用地あるいは補償等々の予算化もされ、職員も3名増というふうなことで、新しい体制で新年度へ向かおうということのようですけども、この増強された用地関係の職員は何をするんですか。どないでもこの土地を売ってくれえなということで、一軒一軒地主さん方にローラーをかけるというふうなことになるんでしょうか。そのあたりはいかがですか。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

事務局長。

事務局長（境 敏治） 何点か質問をいただいたわけですけども、職員3名を増員したい、このように申し上げたところでございます。一つには、用地買収にかかりたい。それから、新年度予算でも大変たくさんの調査業務を上げておりますのでその対応もしたい、このように思っておるところでございます。新年度から用地を取り組むに当たりまして、やはり1人でというのはなかなか難しいものもございます。2名体制で用地のお願いをするということになればそれなりの人員が要るだろう、このように思っておるところでございます。

それから、選定委員会の関係で質問もいただいたところでございます。要綱の改正で、要は選定に至る経過の説明、周知、住民の理解を求めること、こういったものを入れたということと、それから説明を例えば地元に出かける、そういった対応をする中で専門部会を置いて対応できるように

しょう。こういった中身の改正をさせていただいたところでございます。

それから、非公開の関係で質問もいただいております。2月26日の事情聴取の部分の非公開のことにつきましては、非公開を前提ということで地区の皆さんから事情を聴取させていただいた。こういうことですので、非公開とさせていただきます。以上でございます。

議長（岡 満夫） 2番山本議員。

山本賢司議員 あのね議長、要綱を改正したというんだから、改正した要綱を示してもらったらこんな議論はしなくても済みます。

その上で、選定委員会が選定に関する疑義も出されて、説明責任を果たしたいというふうにおっしゃってるわけでしょ。どうも年が明けて1月の30日にも既に14回目になるんでしょうか、8月に報告書をまとめられて、その後も選定委員会が開かれてるということがあられるようですから、新年度に向かっても選定委員会はその責めを負おうというわけでしょ。としたら、非公開だのどうのこうのなんていうことを言っていて、その疑義が出されておると、事実経過と異なるなんて言い方をするのやめてくださいよ。どんな点がどんなふうに疑義を持たれているのか。そのあたりが明確になってもおかしくないんじゃないですか。

議長（岡 満夫） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後3時37分

再開 午後3時41分

議長（岡 満夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁願います。

事務局長。

事務局長（境 敏治） 実は、地元の方というんですか、一つには別の地区のチラシの中でも選定経過についていろいろと疑問がある。こういったことがございましたので、選定委員会を開催してその対応を協議させていただいたということと、それから地元の坊岡区の方でもいろんなチラシの中で選定経過についてやっぱり納得がいけない。このような議論があったところでございますので、それについて対応を協議させていただいたということでございます。

去年の11月13日に、坊岡住民のくらしと命を守る会から委員長あてに申し入れ書が出ております。こういったことで我々の意見と異なる、こういったことで余りにもかけ離れた表現をとられた責任は重大であるというようなことが出ておりましたので、委員会の方で対応を協議して説明に行かせていただいた、このようなことでございます。

議長（岡 満夫） 2番山本議員。

山本賢司議員 それでは、今のお答えの昨年11月13日かな、日付が違ったらごめんなさい、私の手元で今そんなメモになってますんで。疑義があるということで申し入れを受けておるとのことですので、その文書もお示しをいただけますか。いや、もうその上で本当はやりたいたいけども。

議長（岡 満夫） 事務局長。

事務局長（境 敏治） 今申し上げました内容については、また出させていただきます。

議長（岡 満夫） ほかに質疑はございませんか。

1 番長瀬議員。

長瀬幸夫議員 長瀬でございます。ごみ処理ということは大変好まざる施設ということで、随分ご苦労いただいていることに対しては敬意を表したいと思います。

上郷地区で随分ご苦労されて、結果的には合意を得られなかった。その後、こうして坊岡・森本地区においてもいろいろと地区の合意は得たとしながら反対といういろいろなご意見がございます。環境の心配ということもありましょうし、また人体に影響するというような心配を持っておられるの反対だろうと思いますが、この21年度の予算においてその辺をどのようにご理解いただくような努力されるのかどうか。管理者はそれをしようと思ってもなかなか受け入れてくれんのだということと同僚の質疑あるいは質問の中で申し上げられましたが、その辺が21年度どうされるのか。この予算で28ページの報償費等で幾分か選定委員会のそういう報酬も上がってますが、選定委員会が今の皆さんが心配されとることを説明しようとしておるのか。組合としてどういうことをされようとしておるのか。その辺がこの予算書では見えてこないと思いますので、その辺をお伺いします。

そして、先ほど坊岡住民のくらしと命を守る会の資料を皆さんがいただいて、私どもこれをいただくたびに心を痛めるわけでございますが、その中で、また反対署名が広がるというようなことが載っておりますので、やはりこういうもんが大きく広がることなくしてご理解を得るような努力が必要ではなからうかなという思いをしますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

事務局長。

事務局長（境 敏治） 21年度予算でその辺が見えないんだけどということでございます。

報償費の中でも、講師謝礼等を予定いたしています。地元の皆さんでやはり施設についてまだまだ不安ということになりますと、やっぱりその辺のところ講師をお願いしてその辺はきちっと説明責任を果たしたい。このように思っていますし、それから候補地の関係でまだその辺があいまいである。こういうことになれば、選定委員会の方で出かけて行ってまた説明をしたい、このように思っておるところでございます。

やっぱり訪問拒否等もいただいておりまして、なかなかその辺話がしづらいとともございますけども、新年度は用地をお願いする格好で、その用地のお願いも含めて何とか反対の意向をお持ちの皆さんとも話をさせていただきながら、ぜひともご理解をいただける努力をしたいなと、このように思っておる次第でございます。以上です。

議長（岡 満夫） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

4 番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 新年度予算につきましても、補正予算とほぼ同様の理由で合意できないことを申し上げておきたいと思えます。

特に新年度予算では、先ほどご答弁もございましたが、基本設計と詳細設計を項目によっては並行実施するというをおっしゃっておる。その中身は、第1番にDBOのDの部分を実質上進められる予算となっています。これはもう一つの側面としては、特に測量あるいは用地の買収、立木補償いうものを含んでおりますから、一番大事なことは地権者を含む地元住民との合意が必要であります。私は、もちろんそのためにこの予算全体を批判しているわけではありませんけれども、予算を計上しておられる意思は明確でありますから、その点を真っ先に申し上げておきたいと思えます。

それから、もう一つ根本問題としてありますのは、今度の詳細設計業務というのが進むと事実上は施設の規模その他を決定することになる。これは一般質問でもお尋ねをいたしましたけれども、本来はこの施設の規模というのは北但1市2町の暮らしを規定する、つまりごみを大量に焼却するというを前提にした施設をつくるということでありますから、そういうまちづくりをしていいかどうかということもここでもう一度住民との対話、我々自身もそういう対話に当たることを基本に詳細設計に入るべきだと。単に地元の地権者やその周りの方々がとやこう言われるから我々がこれに足踏みしているというそういう消極的なことではなくて、もちろん用地を使わせていただきたいということを申し上げるわけでありますから、その地元地域の人、地権者以外の住民の方々のご意見も非常に大事なことでありますから、その付近の周辺環境を激変させるわけでありますから、十二分に個々のご意見をお伺いする。

一言、当局や同僚議員に申し上げておきたいんですが、しばしばやっぱり激変する環境に直面する。考えたこともないようなものが突如やってくるということで、地元住民の方がにわかに勉強をされて、いろいろ言葉遣いで行政を批判するという場合に、素人の言うことをいわば公平な全体の奉仕者である公務員が揚げ足をとって公の場で、議会の場で、しかも非難するがごとき言論は私は慎むべきだと。私は、議員であるとか公務員であるとかいう者は、選ばれてこの議会でお互い対等平等にやるのはこれは当然のことです。しかし、ある市民がこの多少の言動をもって、例えばの話であります、私の行動を批判したからといって、その人を、その根拠を問い詰めるというようなことをするというのは私自身は慎まなくちゃならないと思っております。まして、北但行政事務組合の職員は専門家であります。今度新しく採用される人も、恐らく立派な用地の鑑定業務その他、交渉業務について精通した職員であろうと思う。私は、一人一人誇りを持った専門家として、公務員として職務に当たるべきである。いろいろ言われることについて、説得するということと相手を非難することとは違います。私は、その点は万里の長城はない、なかなか難しい。しかし、お互いにそこは節度を持って仕事に当たるべきだと私は思います。これをつけ加えて、この予算については残念ながら同意できないことを申し上げます。

議長（岡 満夫） ほかに討論はございませんか。

10番川口区議員。

川口 区議員 10番川口です。第4号議案平成21年度北但行政事務組合一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

本案は、本組合の設置目的であります広域ごみ汚泥処理施設整備事業に関しまして、平成20年度に契約した生活環境影響調査の債務負担分や敷地造成等設計業務などの業務経費、用地取得費など事業の着実な推進に向け必要不可欠な予算を計上したものであり、適切妥当な予算と考えております。よって、本案に賛成するものでございます。議員各位のご賛同、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（岡 満夫） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） 討論を打ち切ります。

これより第4号議案を起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岡 満夫） 起立多数であります。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は4時5分。

休憩 午後3時55分

再開 午後4時05分

議長（岡 満夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3 陳情第1号（全住民に環境影響調査の受け入れ是非の意思を問う陳情書）

議長（岡 満夫） 次は、日程第3、陳情第1号全住民に環境影響調査の受け入れ是非の意思を問う陳情書についてを議題といたします。

これより事務局に陳情書の説明をいたさせます。

議会事務局長。

事務局長（長谷阪仁志） 陳情文書表の1ページをごらんください。

受理年月日、平成21年2月19日。番号、陳情第1号。件名、全住民に環境影響調査の受け入れ是非の意思を問う陳情書。要旨、竹野町坊岡区は広域ごみ汚泥処理施設の予定地に選定されたが、区の2月総会意向に反して納得できない。8月20日に採決したというが、男女共同参画社会基本法に違反した区のたった13人の賛成でしかない。大多数の女性、若者が意思表示できなかったことは区の総意ではないことをあらわしている。再三の抗議にもかかわらず北但行政事務組合は姿勢を変えず、基本協定を区長と交わすと全住民対象を区長に指示したように、貴組合が数のとりやすい戸主制を利用して採決をさせた結果にすぎない。しかも、11月30日の地域振興策の採決は、貴組合の目の前で挙手をさせるという暴挙とも言える荒立てたやり方で、住民自治の重大な侵害で許しがたい。また、この折、地域振興策の説明はしたが、環境影響調査のことには全く触れず、行政として義務づけられている環境影響調査の是非という重い課題を地域振興策の是非で代行するなどとい

うやり方は、偽装合意取りつけにすぎない。坊岡区には70人の有権者がいる。ごみ問題で女性、若者の意見が大事であり、全住民に環境影響調査の受け入れ是非の意思表示を問うていただきたい。提出者、豊岡市竹野町坊岡、坊岡住民のくらしと命を守る会代表外28名からの提出です。以上です。

議長（岡 満夫） 陳情書の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

2 番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。陳情第1号、今、議会事務局長から読み上げていただいたこの要旨の中で、幾つかの点で事実関係といえますかね、その辺を確認がさせていただければと思ってお伺いをいたします。

組合と議会は、ともに本事業の推進に当たるべきだというふうに本日も再三言われております。ところが、例えば選定委員会に対して疑義というふうなことが答弁の中で言われても、その内容については明らかにしないという状況が今の状況であります。

そういう中で、この要旨の1行目から2行目にかけて「区の2月総会意向に反して」と、こういう表現があるわけですが、この2月というのは今年の2月の坊岡区の総会のことだというふうに読ませていただいたわけですが、総会の意向に反しているというふうにおっしゃっているわけですが、この点についてはどういう認識でいらっしゃるのか。

それから、中ほどで「11月30日の「地域振興策」の採決は貴組合の目の前で、挙手でさせる」という表現がありますね。これはどういうことを指しているのでしょうか。総会の席へ組合の職員が参加をしておいて、そこで説明もし、そこで採決までやったということ指しているのでしょうか。そのあたり、事実関係を正確に教えてください。

さらに、その下で「環境影響調査のことには全く触れず」というふうに示しておられるんですね。地域振興策の説明だけで、環境影響調査のことには触れずに調査の是非というふうなところまで代行されておるといふふうに言っておられるんですけども、このあたりはどうなんでしょうか。まず事実関係を確認をさせていただきたいというふうに思います。

議長（岡 満夫） 答弁願います。

事務局長。

事務局長（境 敏治） それでは、お答えを申し上げます。

1行目の「区の2月総会意向に反して」というくだりでございますけども、我々はそういうふうには理解はいたしておりません。

それから、7行目ですか、11月30日の部分でございますけども、地域振興計画の採決は実は11月30日でなくて11月の18日でございます。11月30日は基本協定の合意の確認の採決でなされているということで、詳しくは18日だと思っています。

行政の目の前で挙手させる暴挙というふうを書いてございますけども、実は当日は地域振興計画の説明も申し上げました。その後の実は議題もございまして、同席をした中での挙手による採決であったということでございます。特段退席を求める声もなかった、このように理解しておるところ

でございます。

それから、地域振興策の説明はしたが環境影響調査のことは全く触れていない。この部分、3行ほど関連するわけでございますけども、11月18日の地域振興計画の承認後、基本協定の内容を説明を申し上げました。この中で、質問として地区の皆さんが、今後どういう流れで進むのかわからない、こういう質問もあったわけでございます。私どもは、協定が締結できれば実質的な事業化のスタートでございますので、生活環境影響調査あるいはまた基本設計に入らせてもらいたい。このように答弁を申し上げていますし、11月30日の基本協定の質疑の中で、本当に安全な施設なのか、こういった質問もございました。それに関連して、今後は生活環境影響調査あるいはまた進入路の位置検討等の調査に入らせてほしい。このように答弁しておりますので、触れてないということではございませんので、その辺の事実関係だけご報告を申し上げたいと思います。以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長(岡 満夫) 4番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 本案は陳情者に対する質疑をしなくてはいけないと思うんだけど、今のは当局の答弁のようなことになってるからね、議長において適切なご判断を願いたいと思います。

議長(岡 満夫) 暫時休憩いたします。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時16分

議長(岡 満夫) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番山本議員。

山本賢司議員 陳情された方がいらっしゃらない中での質疑をせということなんで、なかなか一方的な話になってしまうということで、最初にあった総会の意向に反しておるといふふうに陳情されておるんだけど、組合の側は意向に反しているとはとらえていないと。それできょうになってるということなんでしょうけれども、その辺を含めてもっと事実関係が正確に、あるいは実情を踏まえた議論が私は必要なんではないかなということの思いながら、とりあえず終わります。

議長(岡 満夫) 事務局長。

事務局長(境 敏治) 1行目の部分につきましてですけども、我々はそういうふうな見解、反しているとは思っておりませんので、見解の違いということでその辺はとどめたい、このように思っております。以上です。

議長(岡 満夫) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(岡 満夫) 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございますか。

2番山本賢司議員。

山本賢司議員 この陳情の審査に関して、動議を提出したいというふうに思います。

議長(岡 満夫) どうぞ。

山本賢司議員 それでは、先ほども申し上げましたけれども、陳情された皆さん方がいらっしゃる中で議論というのは、これは実は不公平だというふうに私自身も思っております。

本日のやりとりでも、随分反対をされる立場の方々に対しての非礼な発言等々もあったやにも感じますし、さらに議会と組合当局とは一緒になって本事業を推進しよう。ただ、実際には組合当局が正面に出て関係住民等々に対応してある。議会が何もしてへんだないかというふうなことまで言われるというふうなことがあったりしたわけで、そういう点では幸いこの議会に対してこういう陳情が出されておるわけですから、こういうものを大事にしながら関係者の声に真摯に耳を傾けるという中で、さらに議論が進んでいくということが必要なのではないかなというふうに思っております。全議員で調査等特別委員会を設置をして、そこで継続審査をするということをお願いしたいというふうに思います。

議長（岡 満夫） ただいま2番山本賢司議員から、陳情第1号について特別委員会設置との動議が提出されました。

動議の賛成者はありますか。

（賛成者挙手）

議長（岡 満夫） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたします。

直ちに本動議を議題といたします。

お諮りいたします。本動議を決定することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（岡 満夫） 起立少数であります。よって、陳情第1号についての特別委員会設置の動議は否決されました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

4番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 2つの理由で、本動議を採択すべきであるという立場から意見を申し上げます。

第1は、私は先ほど議事進行の発言をいたしました。本件は本組合にとってかなめの問題を陳情してきておられます。つまり環境影響調査の受け入れということですが、事実上法的な仕事の着手であります。これについて、関係住民の丁寧な合意を求めるとことが中心主題になっておりますから、これについては慎重な審査が必要だと。さきの質疑を行った議員が言っている点は私も疑問でありますけれども、解明したいと思っておりますが、しかし本件陳情者の意見を聞いていない。この文章の上で、当局答弁で日にちが違つかちゃんとやったとかいう事実関係のご答弁がありましたけれども、陳情者の反論は聞くことができていない。これでは本件の審査を遂げたというわけにいかないという立場から継続審査に賛成をいたしましたけれども、特別委員会の設置については否決をされましたから、私の本意ではありませんけれども、直ちにこれを不採択とすべ

きでないという立場から採択を求めたいと思います。

それから、第2番目の点であります。私はこの陳情文の中で一番大事なところは何かということを考えますと、これは一般質問や質疑でも私は言い続けてきておることでもありますけれども、住民合意の手だてが法で明定されていない。にもかかわらず、生活環境を激変させるような公共事業が行われるというのが日本の現在の法制度の通弊であります。せめて住民に近い地方自治体が、一人でも反対者がいる場合にはその反対者の意見が公平公正に地域住民にわかるように公に明示していただくことが極めて重要だと思うわけであります。私は、議員の一人として、多数決で法律が決まったり予算が決まったりすることについては憲法のもとでは受忍しなければならない場合があります。義務を果たさなければならないという場合があります。しかし、その場合でも少なくともルールを定めて、全住民、全有権者が意思表示ができるという状況を設けることは当然のことです。まして1市2町のすべての地域からごみの搬入を行い、かつ全量をその搬入されたごみについてはその場所で焼却をする。一部はリサイクルで別途やるという場合もありますが、これはその当該地域の住民の皆様にとっては、その内容が有害であるかどうかはともかくも、開発行為において、それから今から数十年間これを受忍しなければならない環境になるという点から見て、一人でも異議を申し立てる住民がいたらその住民の異議はどういうところにあるかということを示す機会、せめてこれを設けることは当然ではないでしょうか。

この文章の中を貫く精神は、いろいろ書いてありますけれども、結局私にも物を言わせてほしいという住民がいろいろな立場の方々に申し出たけれども、ピラをまいたり大きな声を出さないと意見を言ったことにならないということで一生懸命やっておられる。私は、そういう点から言うと、この中に、私もこのたび初めて男女共同参画基本の推進法というものを勉強させていただきましたけれども、長い間社会的に不利な地位にあった女性がここまで勉強して行政に訴えている、議会に訴えているのに、議会がこれに一顧だにしない。こういうことで我々が義務を果たしたことになるかということをお訴えしたいと思います。

私は、この1点から、賛否にかかわらず本議会が満場一致の意思をもって本陳情を採択されるよう訴えるものであります。以上であります。

議長（岡 満夫） ほかに討論はございませんか。

18番福田嗣久議員。

福田嗣久議員 18番福田でございます。私は、本陳情を不採択の立場で討論させていただきます。

坊岡区におかれましては、ご承知のとおり昨年8月20日、地区の採択により施設受け入れの再確認がなされ、その後、地域振興計画及び基本協定内容の合意を得て、12月2日には森本、坊岡両区と組合とで基本協定が締結され、施設の受け入れが決定したところでございます。

陳情書には種々経過が記載されておりますが、要は地区の自治権に関するご意見であり、行政が介入すべきことではないと認識しています。

さらに、地元森本区並びに坊岡区とも既に基本協定は完了し、施設の受け入れが決定している状況にあって、今回の環境影響調査の受け入れ是非の意思を問う陳情については既に決着済みである

と認識をしております。よって、私たちの立場といたしましては、速やかに議会として判断すべきではないかと思っております。

以上の経緯によりまして、本陳情は不採択とすべきと考えております。以上でございます。

議長（岡 満夫） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） 討論を打ち切ります。

これより陳情第1号全住民に環境影響調査の受け入れ是非の意思表示を問う陳情書について起立により採決いたします。

陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（岡 満夫） 起立少数であります。よって、陳情第1号は、不採択にすることに決定いたしました。

次に、本日お手元に配付いたしております一覧表のとおり、議会運営委員長から所管の事務について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岡 満夫） ご異議なしと認めます。よって、第70回北但行政事務組合議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後4時29分

〔議長閉会あいさつ〕

議長（岡 満夫） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る2月13日に招集されまして、本日まで11日間にわたり事件決議1件、条例1件、補正予算1件、当初予算1件の合計4議案を慎重に審議賜り、すべて滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のためにまことにご同慶にたえないところでございます。

また、生活環境影響調査の受け入れの是非を問う陳情書については、不採択とすべきものと決しました。新年度はいよいよ用地交渉、取得等の業務、造成実施設計等業務及び生活環境影響調査業務のまとめなど、施設整備、建設に向け盛りだくさんの業務、事務がございます。管理者を初め当局各位におかれましては、この予算が予定どおり執行され、環境に優しい安全安心な施設整備に向けて地元のご理解、ご協力のもと進んでいくようお願い申し上げます。

終わりに当たり、議員各位には諸行事多端の折から、どうかご自愛くださいますして一層のご活躍を賜りますことをご祈念申し上げ、簡単粗辞ではございますが、閉会のごあいさつといたします。

〔管理者閉会あいさつ〕

管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月13日に開会いたしました第70回北但行政事務組合議会定例会は全日程を終了し、ただいま閉会の運びになりましたことは、組合発展のためまことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対しまして心から深く敬意を表します。

今期定例会には、私から4件の案件を提案いたしました。いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

開会の際にも申し上げましたとおり、平成21年度から事務局職員を3名増加し、より一層の事業推進を図ることといたしております。一般質問や議案質疑において議員各位から鋭意事業推進に努力せよとの叱咤激励も多数賜り、私どもも強い決意を持って事業推進を図りたい旨を答弁申し上げたところでございます。

議員各位におかれましては、施設整備事業並びに地域振興施策の推進などに格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。